

書物方年代記①

延享三年～宝暦十年

氏家幹人

徳川將軍家の蔵書（いわゆる紅葉山文庫）を管理する書物方の業務日誌である『御書物方日記』は、江戸幕府の蔵書の管理と利用の実態を記録する貴重な史料で、当館のみが所蔵している（請求番号 二五七 二一）。

同資料については、すでに東京大学史料編纂所が、宝永三年（一七〇六）から延享二年（一七四五）までの分（『御書物方日記』に先行する『御書物方留牒』十六冊 請求番号 一八一 二八と合わせて計四十五冊）を翻字し、「書名一覧」「人名一覧」を添えて、東京大学出版会から『大日本近世史料』の一点『幕府書物方日記』として刊行している（一九六四年～一九八八年刊 全十八冊）。

しかし延享三年（一七四六）から安政四年（一八五七）の分（計百八十冊）については、翻字作業は行われず刊行もされていない。延享二年で刊行が中断された理由は、同年に八代將軍徳川吉宗が將軍を引退し、その後（延享三年以降）は紅葉山文庫の蔵書や書物方の組織に特段大きな変化が見られず、したがって全文を翻字刊行する必要性に乏しいと判断したからであろう。

延享三年以降の『御書物方日記』の記述、とりわけ吉宗（大御所）の病状が重篤になってからの記述は、はたしてそれ以前と比べて簡略になり、

出納（利用）される書物もすくなくなることは否めない。しかしそれでも紅葉山文庫のさまざまな蔵書や幕府の重要な記録類は折々に利用され、書物奉行にも、長谷川主馬・青木文蔵（昆陽）・近藤重蔵（正齋）・高橋作左衛門（景保）など浩瀚な学識を備えた個性的な人物が名を連ねている。書物方という幕府の一部署における職員をめぐる多彩な記録も、幕府の役人の実態をかいま見る恰好の史料となるに違いない。なにより幕府書物方の年代記を作成しその業務を照らし出すことは、わが国の史料保存ひいては公文書館や図書館の近代における歴史を跡づける有用な作業になると確信する。

本稿は、『書物方年代記』の第一回として、延享三年（一七四六）正月から宝暦十年（一七六〇）十二月までの三十冊分について、年毎の蔵書の出納や書物方に係わる特筆事項を拾ったものである。延享三年は前述のように八代將軍吉宗が將軍を引退（延享二年九月）した翌年であり、吉宗は西丸で大御所としての日々を送っていた。延享二年十一月に將軍宣下があり、九代將軍になったのは、徳川家重。家重は宝暦十年（一七六〇）五月に引退し、徳川家治が同年九月に十代將軍に就任した。この間、大御所の吉宗は寛延四年（一七五二）六月に没している。大御所の家重が没したのは、宝

暦十一年（一七六一）六月のことである。

本稿が対象とする期間の書物奉行を就任の早い順に挙げれば、川口頼母（信友）・桂山三郎左衛門（義樹）・深見新兵衛（有隣）・小田切治大夫（昌倫）・近藤源次郎（舜政）・大岡五平次（清長）・曲淵惣兵衛（政樹）・服部金左衛門（保正）・本郷与三右衛門（一泰）・中根伝左衛門（正雅）の十名で、それぞれの在職期間及び前職・異動先は左の通り。

川口頼母 享保十七年（一七三二）二月十五日

に腰物方より。宝暦七年（一七五七）

十二月十五日に西丸裏門番の頭へ。

【明和八年（一七七二）十月没。七十八歳】

桂山三郎左衛門 享保十九年（一七三四）三月

十二日に評定所儒者より。寛延二年（一七四九）二月二日病氣（老衰）

につき願の通り御役御免。小普請入り。

【寛延二年三月没。七十一歳】

深見新兵衛 享保十九年（一七三四）八月八日

に儒者より。明和二年（一七六五）

四月十一日に西丸裏門番の頭へ。

【安永二年（一七七三）二月没。

八十三歳

小田切治大夫 元文五年(一七四〇)九月六日に小普請北条新蔵支配より。寛延三年(一七五〇)十一月二十九日、老衰につき願の通り御役御免。小普請入り。

【宝暦三年(一七五三)十二月没。八十五歳】

近藤源次郎

寛保三年(一七四三)三月十日に西丸表右筆より。

【在職中の寛延三年(一七五〇)十二月没。六十歳】

大岡五平次

寛延二年(一七四九)三月五日に大番水谷出羽守組より。

【在職中の宝暦十二年(一七六二)二月没。五十五歳】

曲淵惣兵衛

寛延三年(一七五〇)十二月二十五日に大番中根大隅守組より。

【在職中の寛延四年(一七五二)九月没。五十歳】

服部金左衛門

寛延三年(一七五〇)十二月二十五日に表右筆より。明和二年(一七六五)十一月七日、老衰につき願の通り御役御免。小普請入り。

【明和三年(一七六六)七月没。七十六歳】

本郷与三右衛門 宝暦元年(一七五一)十月十七日に大番中根大隅守組より。安永九年(一七八〇)四月六日、願の通り御役御免。

【天明四年(一七八四)七月没。七十歳】

中根伝左衛門 宝暦八年(一七五八)正月十六日に西丸新番高井飛驒守組より。明和四年(一七六七)正月二十九日、老衰につき願の通り御役御免。小普請入り。

【明和四年六月没。七十六歳】

書物奉行の役高は、江戸末期の天保末年に「二百俵七人扶持」。奉行就任時の高は、大岡(二百俵)・近藤(二百三十俵)・本郷(二百五十俵)・中根(三百俵)である。書物奉行の定員は五名。交代で月番を務めた。奉行は通常一名が交代で「詰番(当直)」を務めるが、「詰番」のほかにもないし二名の奉行が勤務する「加出」や、病気その他で出勤できない同僚の代わりに詰番をする「助詰番」や「差替詰番」の例もすくなくない。月に一度は「諸事申談」のために奉行全員が出勤する「会集」の日が設けられていた。「詰番」を務める奉行は、前日に「詰番書」を徒目付に提出することになっていた。

右の奉行のうち、桂山三郎左衛門は『大坂御陣始末記』(『御撰大坂記』)の編纂にたずさわったほか、詩作に長じていたことで知られ、深見新兵衛は、三十余年におよぶ在職中に、『類聚国史』の訂正ほか多くの業績を残した。近藤源次郎には『老子本義』、『老子答問書』、『蘆隱稿』の著書がある(森潤三郎『紅葉山文庫と書物奉行』ほか)。

書物奉行の配下の書物同心については、日々交代で出勤する者の名は(病欠その他の理由で届か

出された場合以外)明記されていない。福井保「紅葉山文庫」に「宝暦十一年(一七六一)以後、同心は三名ずつ毎日交替で出勤する制に改められた」とあり、奉行と共に複数の同心が紅葉山文庫の役所に詰めていたことがわかる。

延享三年(一七四六)十二月二十六日、「大御所様(吉宗)御用骨折相勤候」御褒美として、「御書物同心世話役」と「同平」にそれぞれ金二枚と白銀一枚が下された際の『御書物方日記』の記事に、世話役以下書物同心十五人の名が記されているので、参考までに挙げておこう。

御書物同心世話役

小沢又四郎

同平

杉村久左衛門

立石幸右衛門

荻野清左衛門

足地治助

石渡新左衛門

佐野六兵衛

高橋金藏

浜野藤蔵

杉山半次郎

和合佐太郎

小沢惣右衛門

川出清大夫

立石伝八郎

小沢又左衛門

延享五年(一七四八)四月二十六日の条には、

当番目付中から書物同心の高について問い合わせがあり、次のような書付を差し出したと記されている。

三拾俵	貳人扶持	四人
貳拾俵	貳人扶持	八人
拾八俵	貳人扶持	貳人
拾八俵	貳人扶持	貳人

同心はやはり十五人で、うち三十俵二人扶持が四人で、二十俵二人扶持が八人、十八俵二人扶持と同一人扶持が各一人と二人だったことがわかる。

延享三年丙寅（一七四六）正月から六月まで（第三十冊目）

延享三年の『御書物方日記』の摘録から始めよう。日記は正月から六月まで及び七月以降の二冊から成る（第三十冊目と三十一冊目）。六月までの書物奉行の月番は左の通りである。

（正月）川口頼母（二月）深見新兵衛（三月）小田切治大夫（四月）近藤源次郎（五月）川口頼母（六月）深見新兵衛

この年は大御所吉宗が將軍時代同様、盛んに紅葉山文庫の書物や絵図等を閲覧しているため出納の件数は多い。大御所や將軍あるいは幕府の公務で必要とする書物等の貸し出しを書物方に通達したのは、老中、若年寄、側衆および大御所に付いて西丸で勤務する西丸側衆たちだが、日記では「伊豆守」のように受領名が記され、姓名が明記されていない場合が多い。それぞれの受領名に対応する人物の姓名と当時の職名を補足しておく。

伊豆守（巨勢至信・西丸側衆）
和泉守（渋谷良信・西丸側衆）
石見守（小笠原政登・西丸側衆）
主計頭（藪忠通・本丸側衆）
能登守（松平乗賢・老中）
肥前守（松平忠根・西丸側衆）
雅楽頭（酒井忠恭・老中）
佐渡守（板倉勝清・若年寄）

ほかに「正伯」は丹羽正伯で、医者で本草学者、吉宗に稲生若水の『庶物類纂』の増修を命ぜられ、延享四年に完成させその浄書本全四百六十五冊が紅葉山文庫に収蔵された。正伯は同書編纂のため文庫の蔵書を閲覧したのである。「西川忠次郎」は西川正休。天文学者で幕臣（御家人）に取り立てられ、延享三年十月に改暦御用（貞享暦の補正）を拝命し、翌四年に天文方に任ぜられている。彼もまた公務で文庫の蔵書を利用している。

土岐左兵衛佐（朝直）は、大御所付（西丸）小八郎（広亮）も平田半之丞（尚堅）も共に奥右筆である。書物方に参考文献を貸し出した林大学頭は、儒官の林信充。屋敷改御帳を借り出した本多平右衛門・西尾小左衛門は屋敷改。恵林・春悦・了慶らは幕府の坊主衆である。

書物等の出納の記事は、以下の通りである（は返却を示す）。將軍や大御所への貸し出しは、原文では「差上」「上」、返却は「下」と記されている。伊豆守ほか西丸側衆から出納を命ぜられた書物等は、いずれも大御所吉宗が閲覧したものである。三月七日には本丸側衆の主計頭から新規に「唐六典」が書物奉行に預けられているが、これは返却ではなく、該資料が文庫の新たに収納されたことを示している。

以下『御書物日記』からの抄録では、書名を「チックで強調。必要に応じて記述を括弧で補いあるいは省略するなど、読みやすいよう適宜原文を改めた。また大御所・將軍等への貸し出しは「上」

に、返却は「下」に統一した。

【正月】

六日 昨日伊豆守殿より御来状 左之御書物
明六日五半時可差上候旨

七書(六月二日下) 和版 三冊
七書講義(同) 和版 二十冊
七書直解 和版 十四冊

十四日 和泉守殿より下り候御書物有之間 只
今西丸え罷出候様被仰下候

杜氏通典(延享二年十二月十八日上)
五十冊

十七日 和泉守殿より被仰下 左之御書物御同
人え差出之

樂書(八月二日下) 二十二冊宮共に

二十日 伊豆守殿より来書 左之御書物差上候
様被仰下

庶物類纂之内羽毛属(寛延元年閏十月
十八日下) 十七冊

和泉守殿より左之御書物只今差上候様
に被仰下

掌中要録(六月二日下) 三冊

二十一日 伊豆守殿より御引移之時分御預ケ成候
鄂曲一卷只今差上候様に申来

鄂曲(八月二日下) 一卷

二十二日 左之御書物御用に付拙宅(深見新兵
衛宅)え下け申候

佩文齋広群芳譜(同月二五日返上)返
却) 七之十之処 一冊

二十八日 左之御書物御下け被成候由石見守より
被仰下

太平御覽(延享二年閏十二月十七日
上) 二百冊

【二月】

九日 石見守殿より被仰下 左之御書物御同
人え差出之 但左之通丹羽正伯より書
付添来候(三月一三日下)

彙苑詳註 三十冊

典籍便覽 四冊

月令広義 十六冊

太平広記 四十冊

事林広記 十冊

分類夷堅志 十冊

余冬序録 十三冊

留青日札 八冊

容齋隨筆 十四冊
花表花木鳥獸珍玩考 十冊
広群芳譜 四十冊

十一日 石見守殿より御来書 下り候御書物有
之候に付只今可罷出旨

淵鑑類函 二百冊

十六日 和泉守殿より被仰下 左之御書物御同
人え差出之(延享五年正月二十九日下)

前漢書 二十冊
後漢書 二十冊
唐書 四十冊

【三月】

七日 主計頭殿より左之御書物新規に御預け
被成候 東御蔵え入置之候

唐六典 三十冊

十一日 石見守殿より御来書 左之御書物只今
可差上旨被仰下(三月二十九日下)

拾遺記 二冊

西陽雜俎続集 二冊

清異録 四冊

夢溪筆談 三冊

故事白眉 十冊

清賞録 二冊

昨非庵日纂 六冊
 留青采珍集 二十冊
 群談採余 十冊
 西溪叢語 二冊
 古今説海 十六冊
 藝圃球瑯 二冊
 博古圖 十六冊
 東遊記 二冊
 唐詩画譜 八冊
 小窓記 十四冊
 開卷一笑集 五冊
 湧幢小品 十冊
 博聞勝覽 五冊
 埤雅広要 十一冊
 西遊記 十冊
 全像西遊記 十冊

二十八日 左之御書物石見守殿より差出候様被仰
 下(四月十六日下)

杜氏通典 五十冊
 博物典彙 六冊
 藝文類聚 五十冊
 雪隠譚異 六冊
 荔支通譜 五冊
 盛明雜劇 八冊
 困学紀聞 六冊
 雅余 四冊
 北雅 三冊
 五雜俎 十二冊
 諸子合雅 四冊

【四月】

六日 昨日能登守殿御用被仰下候に付左之通
 差出之
 (五月二十四日下)

王子意雅 八冊
 論衡 十冊
 広博物志 六冊
 金陵鎖事 八冊

御条目
 御法令

十一日 肥前守殿より左之通御書物只今差出可
 申旨被仰下 即刻差出之(即刻下)

大系図 三十冊
 寛永系図之内赤井清和源氏巳之三 一冊

十五日 石見守殿より被仰下 左之通御書物御
 同人え差出之
 (同月二十三日下)

江寧府志 二十冊
 寧国府志 二十冊
 太平府志 二十冊
 南安府志 十冊
 德安府志 二十四冊
 長沙府志 三十冊
 光州府志 八冊

十八日 石見守殿より被仰下 左之御書物差上
 候
 (十二月四日下)

德慶州志 八冊
 萊蕪県志 八冊
 陽信県志 八冊
 儀徴県志 十冊
 塩城県志 十冊
 嶽県志 八冊
 永嘉県志 十二冊
 瑞金県志 十冊
 右十五部帙共

大日本史 二百五十冊

二十二日 石見守殿より御来書 左之御書物可差
 上候段被仰下 御同人へ差出之
 (五月二日下)

浮梁県志 十冊
 広信府志 十八冊
 進賢県志 六冊
 鄱陽県志 十冊
 安福県志 十二冊
 新喻県志 十八冊
 南豊県志 十四冊
 新昌県志 十冊
 万載県志 十冊
 寧郷県志 十冊
 湘郷県志 十二冊

漳浦県志 十二冊
 扶溝県志 十冊
 高明県志 十冊
 番禺県志 十二冊
 東莞県志 十二冊
 孝慈備覧 四冊
 右十七部帙共
 痘瘡集要 二冊
 飲膳正要 三冊

【五月】

朔日 昨日石見守殿より被仰下候付 左之通
 御同人え差出之候
 (六月朔日下)

水経註 十六冊
 八閩通志 二十三冊
 広東通志 二十四冊
 佩文齋書画譜 六十四冊
 広東新語 十冊
 博学彙書 十二冊
 家宝全集 四十冊
 二倫行実 一冊

六日 伊豆守殿より被仰下 左之御書物恵林
 を以御同人え差出之

寛永系図之内榊原 一冊
 九日 左之御書物差上候様に於西丸伊豆守殿
 被仰聞 和泉守殿御請取被成候

(延享四年四月晦日下)

東武実録 四十冊
 寛永諸家系図(延享四年四月晦日下) 百八十六冊
 同 目錄 一冊

二十九日 昨日石見守殿より被仰下 左之御書物
 今日御同人え差出之 正伯より書付一
 通是又一同に差上之
 (六月九日下)

福建通志 三十二冊
 大名府志 二十冊
 建寧府志 三十二冊
 饒州府志 二十八冊
 吉安府志 二十四冊
 永州府志 十八冊
 濟南府志 二十四冊
 兗州府志 二十六冊

【六月】

朔日 石見守殿より下り候御書物有之候(下
 略)
 (水経註ほか五月朔日に差上げた書物
 八部と左記の書)

山東通志 二十四冊
 二日 伊豆守殿より御来書 御下ケ被成候御
 書物有之(下略)

十三経註疏(延享二年九月二十八日
 上) 百二十六冊
 新写目錄一冊附

爾雅註疏 六冊
 漢魏叢書 六十冊
 農政全書(延享二年十月二十一日上) 二十冊

七日 和泉守殿より左之御書物只今差上可申
 旨(下略)

(九月二十日下)
 礼儀類典之内例見百九・百十二冊
 (宝曆元年二月二十九日下)
 夢溪筆談 三冊

八日 石見守殿より左之御書物被仰下(下略)
 但正伯方より之書付尙通是又一同に差
 上之
 (六月二十四日下)

武昌府志 三十冊 三帙
 金華府志 十八冊 二帙
 河南府志 四十三冊 六帙
 荊州府志 十九冊 二帙
 惠州府志 十六冊 二帙
 安陸府志 十六冊 二帙
 保定府志 十八冊 二帙

常州府志 十六冊 二帙
 蔚州府志 十六冊 二帙
 邵陽県志 二十冊 二帙
 江寧県志 十六冊 二帙

十二日 肥前守殿被仰下は 廿四ヶ国之国絵図
 三度に可差出候 先一度分八ヶ国絵図
 只今差出候様との義 (下略)
 (六月十八日下)

大和国絵図 一枚 郷牒一冊 一管
 和泉国絵図 一枚 郷牒一冊 一管
 伊勢国絵図 一枚 郷牒一冊 一管
 三河国絵図 一枚 郷牒一冊 一管
 遠江国絵図 一枚 郷牒一冊 一管
 駿河国絵図 一枚 郷牒一冊 一管
 安房国絵図 一枚 郷牒一冊 一管
 上総国絵図 一枚 郷牒一冊 一管

右之分近日下ヶ候様に被仰下次第 此
 次八ヶ国持出引替 候様に肥前守殿御
 直に被仰渡候 (下略)

十八日 八半時比 和泉守殿より御来書 国絵
 図八箱只今可差出旨 (下略) 但八ヶ
 国之内陸奥出羽二ヶ国之絵図十三箱有
 之 (中略) 六ヶ国之絵図斗今日差上
 (下略)
 (六月二十四日下)

下総国絵図 一枚 郷牒一冊 一管

近江国絵図 一枚 郷牒一冊 一管
 美濃国絵図 一枚 郷牒一冊 一管
 信濃国絵図 一枚 郷牒一冊 一管
 上野国絵図 一枚 郷牒一冊 一管
 下野国絵図 一枚 郷牒一冊 一管

二十三日 昨日石見守殿より被仰下候御書物左之
 通御同人え差出之 但正伯方より書付
 忝通是又同様に差出之 (下略)
 (七月十三日下)

東国輿地勝覽 五十六冊
 陽春県志 十二冊
 高麗図経 四冊
 広輿記 十冊
 毛詩草木鳥獸攷 四冊
 詩経多識編 六冊
 六家詩名物疏 二十冊
 詩経備攷 十冊
 医道四 十冊

二十四日 肥前守殿より被仰下 左之通国絵図御
 同人え差出之

陸奥国之内
 仙台領絵図 一枚 御帳一冊 菅
 会津領絵図 一枚 同 同
 岩城、棚倉、相馬領絵図 一枚 同 同
 津輕郷絵図 一枚 同 同
 福島領絵図 一枚 同 同

松前島絵図 一枚 同
 南部領絵図 一枚 同
 白川、二本松、三春領絵図 一枚 同
 出羽国之内
 秋田領絵図 一枚 同
 但御帳一冊は留り有之下り (返却)
 不申候

新庄領絵図 一枚 同
 米沢領絵図 一枚 同
 庄内領絵図 一枚 同
 山形領絵図 一枚 同
 (十三箱七月六日下)

二十九日 肥前守殿より御来書 左之通即刻可差
 上旨 (下略)
 (右の内六冊十二月四日下)

伊豆国郷牒 一冊
 相模国郷牒 一冊
 武蔵国郷牒 二冊
 (延享五年四月十三日下)
 下野国郷牒 一冊
 上総国郷牒 一冊
 下総国郷牒 一冊

延享三年丙寅 (一七四六) 七月から十二月まで
 (第三十一冊目)

(七月) 小田切治大夫 (八月) 近藤源次郎 (九

月)川口頼母(十月)深見新兵衛(十一月)
小田切治大夫(十二月)近藤源次郎

同に差上候
(八月二十四日下)

甲陽軍艦

十九冊

【七月】

六日 昨日和泉守殿より被仰下 左之國絵図

石見守殿え差出之

(延享五年四月一三日下)

【八月】

十六日

去る六月二日 伊豆守殿御渡被成候十
三経註疏御修覆仕差上候様其節被仰渡
候 右御書物御修覆出来候に付 御箱
共に爾雅相添西丸え持参 御同人え左
之通差出之

十三経註疏 爾雅不足 百二十六冊

新写目録一冊附

(延享四年五月十一日下)

爾雅註疏

六冊

越前国絵図 一枚 郷牒一冊 一管

越後国絵図 高田、長岡 一枚 郷牒一冊 一管

同 村上、新発田 一枚 郷牒一冊 一管

肥前国絵図 一枚 郷牒一冊 一管

丹後国絵図 一枚 郷牒一冊 一管

出雲国絵図 一枚 郷牒一冊 一管

播磨国絵図 一枚 郷牒一冊 一管

周防国絵図 一枚 郷牒一冊 一管

長門国絵図 一枚 郷牒一冊 一管

武蔵国絵図 一枚 郷牒一冊 一管

郷牒二冊は先達て差上置

常陸国絵図 一枚 郷牒一冊 一管

八日 (上略)左之御書物(土岐)左兵衛佐

へ相渡置候

佩文齋書画譜 五十一 一冊

図絵宝鑑 三 一冊

十日 石見守殿より被仰下 左之御書物御同

人え差出之 但正伯より出し候書付一

二十九日

左之御書物和泉守殿より被仰下 伊豆
守殿え差出之

(延享五年四月二十九日下)

公卿補任補闕

一冊

(九月二十日下)

十三日

左之御書物肥前守殿より被仰下 差出
之 但先達て一冊宛 土岐左兵衛佐え
相渡置候得共 肥前守殿え対談相濟候
由 恵林申聞候(九月二十日下)

佩文齋書画譜 六十四冊

図絵宝鑑 三冊

二十一日

昨晚和泉守殿より頼母(川口頼母)
宅え左之御書物明朝五時差上候様に被
仰下候に付 今朝拙者(詰番深見新
兵衛)持出御同人え差出之候

(九月二十日下)

関原始末記

二冊

二十三日

左之御書物石見守殿え差出之候

(右十九部残らず十月六日下)

- 奇効良方 二十冊
- 肘後備急方 四冊
- 碎金方 四冊
- 十便良方 十三冊
- 石室秘録 六冊
- 諸病源候論 十四冊
- 青囊雜纂 九冊
- 外台秘要方 二十冊
- 飲食書 二冊
- 本草綱目類纂必読 二十四冊
- 本草定衡 六冊
- 本草蒙筌 五冊
- 葉氏録驗方 十七冊
- 楊氏家蔵方 二十一冊
- 万密齋全書 十六冊
- 蒼生司命 八冊
- 安老懐幼 四冊
- 甦生の鏡 六冊
- 祝由科 一冊

二十七日 一昨廿五日 雅楽頭殿より被仰渡候御書物御本丸え持参 蜷川八右衛門え対談いたし候処 書翰類は追て御用之節可申遣候由にて 朝鮮人來朝記録斗り八右衛門え相渡申候 尤右之趣御支配方えも八右衛門よりも可相達旨申聞候左之上ケ目録雅楽殿え了慶を以差上之候

天和二年朝鮮人來朝記録 五冊

二十九日

左之御書物 子(延享元年)八月廿三日御用に付 西川忠次郎拝借仕候旨浦上弥五右衛門被申渡 拙者より忠次郎え下ケ置候処 今朝拙宅(詰番深見新兵衛宅)へ忠次郎致持参候(下略)

西洋曆経 百二十冊

【九月】

朔日

昨日佐渡守殿被仰渡候由山中新八郎被申聞 西丸御右筆所日記左之通今日山中新八郎え相渡候(下略)

西丸御右筆所御日記之内

- 延宝三卯年 四冊
- 同四辰年 四冊
- 都合八冊

桜田御殿日記 小長持 五棹 棒共

右御長持五棹山中新八郎申聞候は 当分御細工所え預け置候間 御細工頭疋田庄九郎え対談相渡候様にと之事に付(下略)

二日 左之御書物去々子(延享元年)八月九日石見守殿え差出之(中略) 西川忠次郎え下ケ置候処御用相濟 此節忠次郎返上仕候(下略)

曆算全書 中根丈右衛門訓点

内二冊割円八線之表

四十六冊

五日 和泉守殿より左之通只今差上候様被仰下 即刻持参 御同人え差出之

(九月二十日下)
礼儀類典 凡例編次書目 一冊

十二日 和泉守殿より被仰下 左之郷牒則御同人え差出之

(十二月四日下)
陸奥国之内

- 仙台領郷牒 一冊
- 会津領郷牒 一冊
- 岩城\棚倉\相馬領郷牒 一冊
- 津輕領郷牒 一冊
- 福島領郷牒 一冊
- 松前領郷牒 一冊
- 南部領郷牒 一冊
- 白川\二本松\三春領郷牒 一冊
- 以上八冊

十四日 和泉守殿より出羽国郷帳可差上旨(下略)
(十二月四日下)
出羽国之内 秋田領郷牒 一冊

新庄 同 一冊
米沢 同 一冊
庄内 同 一冊
山形 同 一冊

十六日 左之御書物和泉守殿より被仰下 御同人え差出之 (十二月四日下)

太閤記 十九冊

二十日 肥前守殿より左之通御書物御下ケ被成候旨(中略)即刻罷出請取 相改元番え納之候

延喜式(延享二年七月二十一日上)

北山抄 二十六冊

正字通 五冊

古事談(延享二年閏十二月二十九日上)

続古事談(同) 三冊
慶長以来諸法度 二冊
(延享二年十一月十七日上) 六冊

【十月】

五日 肥前守殿より左之御書物只今可差上旨被仰下 御退出に付伊豆守殿へ春悦を以差出之 (十二月四日下)
信長記 御小納戸本 八冊

右同使に石見守殿より被仰下 左之御書物差上之

(十月二十七日下)

文定五函 二十冊

天中記 三十冊

分類夷堅志 十冊

駢志 十冊

智囊補 十冊

智品 十冊

教児識数 十六冊

万錦全書 八冊

五福全書 五冊

玄玄暮経 六冊

坐隠先生訂譜全集 八冊

經正実用編 十六冊

学古適用編 十六冊

余冬序録 十三冊

醒世恒言 十六冊

【十一月】

二十六日 一昨廿四日石見守殿より左之御書物差上ケ可申旨被仰下(下略)
(延享四年八月九日下)
説郭 二百冊 丹羽正伯願之由

十一日 今日(深見)新兵衛・(川口)頼母罷出左之通御本丸え致持参 平田半之丞を以雅楽頭殿差出之
礼儀類典に不載分

御文庫日次類 一冊 書名 八部
同 法式類 一冊 同 十六部
同断

諸向日次類 一冊 書名十一部
同 法式類 一冊 同 十五部

左之通先達て下り候四品平田半之丞へ相渡候覚

御尋に付向々より指出候書物 一冊
外題目録

御文庫并林大学頭より差出候 一通
礼儀類典編次書目之外書籍目録

林大学頭差出候手所持之書 一冊
目と書付有之

吟味書 一通

二十五日 御用に付先達て林大学頭より取寄置候書物考相濟候に付 左之通致返却候

大治四年記 一冊
永久記 一冊

元永二年、三年記 二冊
後醍醐天皇年中行事 一冊

後深草石清水行幸記 一冊
本朝雜抄 二十一冊

永徳讓位記 一冊
永仁即位録 一冊

旨(下略)

正嘉北山行幸倭歌
龜山殿行幸記

一冊

後宇多感灌頂記
石清水放生會記

(寛延四年二月二十九日下)
朱載堉算書

四十八冊

宮重千之助より取寄置候書物考御用相
濟候に付致返却候 左之通

侍中群要

十冊

簾中鈔

二冊

雲図鈔

二冊

【十二月】

四日

(延享二年六月二日上)

医統正脈之内 医壘元戎

六冊

外台秘要方

十一冊

八日

左之通山中新八郎より請取新御蔵え相
納候 桜田日記は御細工所え被差置候
間 御細工頭より直に請取候様新八被
申候(下略)

西丸御右筆所日記之内

延宝三卯年

四冊

同四辰年

四冊

都合 八冊

桜田御殿日記 小長持 五棹 棒共

十日 和泉守殿より左之御書物只今差上可申

以上、西丸側衆の伊豆守(巨勢至信)・和泉守(渋谷良信)・石見守(小笠原政登)・肥前守(松平忠根)らに命じて六十三歳の大御所吉宗が文庫から取り寄せた書物は多数で、内容も多彩である。兵学・本草・歴史・医学・小説・芸術・地誌等々。多くは漢籍で、なかには『開巻一笑集』のような笑話集、『玄玄晷經』、『坐隱先生訂譜全集』等の囲碁の書、あるいは『全像西遊記』なども含まれている。同時に『大日本史』、『寛永系図(寛永諸家系図伝)』、『東武実録』、『礼儀類典』、『延喜式』、『閑原始末記』、『甲陽軍鑑』、『太閤記』等の国書も手許に取り寄せている。日本各地の国絵図とそれとセットになった郷牒(郷帳)を多数閲覧しているのは、將軍職を退いたとはいえ、依然として関心が全国に及んでいたことをうかがわせる。

この年は、吉宗以外では丹羽正伯による閲覧が目立つ。二月九日に石見守に差し出した『彙苑詳註』等十一部は「丹羽正伯より書付添来候」とあり、正伯が『庶物類纂』の増補作業のために石見守を通じて文庫から借り出したことがうかがえるし、五月二十九日や六月八日に『福建通志』、『大名府志』、『武昌府志』ほか多数の中国地方志を石見守に差し出したのも、同様のケースである。正伯は吉宗に『庶物類纂』の完成を命じられた経緯から、吉宗に仕える小笠原石見守政登を通じて、必要な文献を文庫から取り寄せ研究したのである

う。十月二十六日に石見守を介して二百冊の『説郭』(明代の編纂された叢書の一つ)を貸し出した記事には、「丹羽正伯願之由」と明記されている。研究目的の出納では、八月二十九日の条に、延享元年(一七四四)八月に西川忠次郎(正休)に貸し出した『西洋曆経』百二十冊が返却された記事も見える。西川忠次郎は寛保元年(一七四一)以後、江戸城内で曆術測量御用を務めており、前述のように延享三年には改曆御用を拝命する。

書物方が書庫に保管する記録(公文書)や書物等は、また幕府のさまざまな公務のために利用された。『屋鋪改御帳』は数日間、屋敷方の本多平右衛門・西尾小左衛門に貸し出されているし(八月十七日から二十一日)、八月二十七日には、奥右筆組頭・蜷川八右衛門を介して老中・酒井雅楽頭に『天和二年朝鮮人來朝記録』を差し出している。二年後の延享五年(寛延元年)に朝鮮通信使の来訪があり、その調査のためだろう。

延享四年丁卯(一七四七)正月から六月まで(第三十二冊目)

月番と主な出納の記事は左の通りである。清須孫之丞(幸登)は奥右筆。成島道筑は、將軍時代の吉宗に書を講じまた古記録の抄録を呈上するなどした奥坊主出身の知識人で、この年は同朋格で、西丸勤務。大御所吉宗に仕えていた。

(正月)川口頼母(二月)深見新兵衛(三月)小田切治大夫(四月)近藤源次郎(五月)川口

頼母（六月）深見新兵衛

【二月】

四日 昨日蜷川八右衛門被申候朝鮮来翰御返
翰写今日御殿え持出候処 御返翰扣斗
被留置候 来翰は元番え納置候

（寛延四年四月二十五日下）

享保四年御返翰

并別幅

一枚

一枚

【三月】

二日

蜷川八右衛門御用に付逢申度由 御小
人目付参り申聞候間 御本丸え罷出候
処 清須孫之丞申聞候は 雅楽頭殿被
仰聞候は 享保四年朝鮮来翰差出し候
様申聞候 早速左之通致持参孫之丞え
相渡候

（寛延四年四月十五日下）

朝鮮書翰

并別幅

一枚

一枚

【五月】

九日

事文類聚（延享二年十二月十二日上）

百冊

十一日

左之通道筑より請取 改元番え相納之
明史稿（延享二年十一月二十七日

上）

六十冊

前年（延享三年）の十一月以降、大御所吉宗への「差上」（貸し出し）がほとんど見られなくなるのは、延享三年十一月に、吉宗が「中風」で倒れたからである。翌四年（すなわちこの年）三月朔日に「御床揚御祝儀」（快氣祝い）が行われるなど、病状はとりあえず危険な状態を脱したが、右手足麻痺と言語の障害が残った。二月四日に貸し出した「朝鮮来翰・御返翰」は、吉宗の閲覧のためだが、「大御所様え」、吉宗がただちに披見したとは思えない。なお三月二日に貸し出された「朝鮮書翰」は、老中の酒井雅楽頭を介しているので、將軍家重が閲覧したのかもしれない。

四月十六日九つ半（午後一時頃）、二丸から出火。二丸が全焼したのち七つ時（午後四時頃）に鎮火した。この時ただちに駆け付けた者として、深見新兵衛・近藤源次郎の両奉行のほか、以下の同心の名が記されている。小沢惣右衛門・石渡新左衛門・川出清大夫・小沢又左衛門・浜野藤蔵・和合佐太郎・杉山半次郎・立石伝八郎・小沢又四郎。同日の「詰番」は、奉行が川口頼母で、同心が佐野六兵衛・荻野清左衛門・杉村久左衛門だった。これより先、二月二十八日に地震があつたが、「御蔵」（紅葉山文庫の書庫）を検査したところ別条がなかつたと記されている。

火事や自然災害だけでなく、奉行や同心（あるいはそれぞれの家族）の病气や死亡も、もろさず記録されている。この年も、元日から桂山三郎左衛門が身体に「痛所」があるため出勤せず、深見新兵衛も「疝瀉」で朝は長座に堪えないとして出勤しなかつた。五月二十一日の詰番は近藤源次郎だったが、前夜から病気で「詰番断」（詰番を病

欠する旨の届）を提出し、代わって川口頼母が「助詰番」を務めた。同月二十九日には、同心・川出清大夫が妹が病死したため「定式之忌服」を申し渡された。六月九日には、川口頼母が娘が病气であるという理由で「詰番」を休み（このような看病休暇を「看病断」と言つ）、小田切治大夫が「助詰番」として出勤している。

四月十四日、成島道筑から、大坂座麻（座摩）社の「書物三軸」（「治承より宝治迄」「慶長二十年宝記録」「寛永十一年」）を所蔵しているか否かの問い合わせがあり。同月十七日に所蔵してない旨回答した。

五月七日、奥右筆の清須孫之丞を通じて、以下のような老中酒井雅楽頭の命が伝えられた。三月二日に差し上げた「朝鮮書翰」及び「別幅」を御前（將軍家重）のご覧に入れたところ、「片腦之氣強く候て難差上候」。芳香剤あるいは防虫剤として用いられていた「片腦」の臭いが強すぎて將軍には差し上げられないので、日干しにして「香気薄く成候様にいたし」てから、再度差し上げるようにというのである。書物方ではさつそく翌日から、老中の指示に従った。同日の日記に「朝鮮書翰一箱今日より片腦之氣抜去候ため会所へ出し取り上げ置き晩景又候元之こく西御蔵へ入置候」とある。

重要かつ多彩な職務を負う奥右筆の公文書の保存が大きな課題となっていた。『奥御右筆部屋御日記并諸留帳』は元禄年間（一六八八—一七〇四）から残っていたが、その量は膨大で、突然の火災や風水害に襲われた際に、すべてを安全な場所に移すことは不可能と思われた。そこで奥右筆組頭

は、とりあえず吉宗が將軍時代の公文書だけを「御右筆部屋」（執務室）に置き、それ以前の分は長持に入れ、「紅葉山下御書物蔵」で保存させ、必要に応じて右筆が書物蔵に向いて閲覧するか、書物奉行に通知して取り寄せるようにしたいという内容の「伺」を作成し、若年寄の伊予守（本多忠統）・佐渡守（板倉勝清）に差し出すこととした。

五月十二日、書物奉行の深見新兵衛は、本丸でその旨を奥右筆組頭から伝えられ、右の伺書は目付に渡してあるので、目付から受け取り、「奉り付」をするよう求められた。かくして深見が「伺」の袖裏に記した「奉り付」は、左の通り。

五月十一日 奉深見新兵衛
大御所様御代以前之日記・諸留牒等御長持に入御書物蔵え入置 御用之節は御右筆罷越詰番之御書物奉行え申達立合取出持参候様可仕旨被仰渡奉畏候

受け入れ側の書物方が了承した結果、公文書を紅葉山の書庫に移し、焼失や散逸の危険から守ろうとする奥右筆側の「伺」は認可されるのである。

延享四年丁卯（一七四七）七月から十二月まで（第三十三冊目）

（七月）小田切治大夫（八月）近藤源次郎（九月）川口頼母（十月）桂山三郎左衛門（十一月）深見新兵衛（十二月）小田切治大夫

【八月】

七日

左之御書物左兵衛佐より被申聞候旨
伊豆守殿え春悦を以差出之
（同月十七日下）

汝南圃史

六冊

左之御書物は丹羽正伯方へ被遣候由にて石見守殿え差出之
（同十一月二十八日下）

淵鑑類函

二百冊

十七日

石見守殿より被仰渡候は 庶物類纂之表紙見合之儀に付 最初松平加賀守献之内一冊 丹羽正伯篇集之内壹冊差出候様被仰下候得共 帙之仕立も両用に違候間 二色共五冊一帙宛致持参候所則御請取被成候（十二月十日下）

（十二月十日の条に左のように記されている）

庶物類纂之内

草属 一より十四迄 五冊 帙共

疏属 総目并

一より十一迄 五冊 帙共

二十五日

昨日退出後 頼母宅え蜷川八右衛門より来書 左之通相模守殿御用に候間今朝可差出旨申来候（下略）
（八月二十九日下）

寛永系図之内丁ノ部

池田

一冊

細川

一冊

浅野

一冊

【十二月】

十三日

左之通不残差上候様肥前守殿より被仰下 御退出に付和泉守殿え差出之（寛延元年閏十月二十八日下）

庶物類纂（御小納戸本）

四百三十四冊 三十一箇

内 羽毛属 十七冊 一箇 先達て差上置

松平加賀守（金沢藩主前田綱紀）から献上された「庶物類纂」と丹羽正伯に作成させた増補分の表紙を見比べたいと小笠原石見守を通じて双方を差し出させたのは大御所吉宗である。吉宗は十二月にも「庶物類纂」を閲覧している。

七月四日、奥御右筆部屋書物長持四棹分が、書物方に移され新蔵に収納された（尤向後御用之節は奥御右筆罷越御書物奉行立合取出し候筈）。

七月八日、御朱印写を収納した長持六棹を、御殿で虫干し（「御風干」）するため、五つ半時（午前九時頃）書物方の御蔵から蜷川八右衛門（奥右筆組頭）に渡す。九つ時（正午）過ぎに風干が終わり、御蔵に返納。

八月十七日、屋鋪改御帳箱二つを、西尾小左衛門・筒井治左衛門（共に屋敷改）に渡す。

八月十八日、桂山三郎左衛門が「秋冷に付腰膝

之痛差起り歩行不自由之段断状被差出候」。腰と膝の痛みで歩行がままならない桂山三郎左衛門から出勤できない旨の届が出され、詰番はしばらくの間、残りの書物奉行が順番を繰り上げることに。

九月二十八日の日記に、「此節世上風邪流行故同心中病人多有之候に付 当分詰番兩人宛罷出候ても可然候間 其段今日申渡候 左様御心得可被成候」とあり。風邪が流行し同心に病人が多いので、当分は「詰番」は一人減らし、二人でも構わないことに。風邪をひいたのは同心だけではない。奉行の深見新兵衛も風邪のため「咳つよく腰引つり痛候に付」当分の間詰番を休むことになった(十月六日)。

十二月二十四日に、長崎奉行を通じて中国から取り寄せた左記の書物が、書物方に渡された。兵部少輔は側衆(本丸)の高井信房である。

兵部少輔御用有之候間只今罷出候様に申来候間 早速罷出候処 書付を以御書物五箱御渡被成 先例之通可仕旨被仰渡候 右書付左之通

- 玉海 一部八帙 八十冊
- 冊府元龜 一部廿四帙 二百四十冊
- 説文長箋 一部四帙 三十二冊
- 続文献通考 一部八帙 八十冊
- 図書編 一部八帙 六十四冊
- 右編 一部二帙 三十二冊
- 右五管に入

右は延享元子年九月 長崎奉行え被仰遣

御取寄せに成可然旨御書物奉行より申上候内也

延享五年戊辰(一七四八)正月から六月まで(第三十四冊目)

(正月) 近藤源次郎(二月) 川口頼母(三月) 深見新兵衛(四月) 桂山三郎左衛門(五月) 小田切治大夫(六月) 近藤源次郎

【二月】

五日 九時石見守殿より左之御書物唯今差出候様に被仰下 即刻持参 御同人え差出之(寛延二年四月二日下)

寛明事跡録 七十一冊

晦日 寛保二戌年七月廿五日 記録御用に付

大学頭拙者拝借仕置候御書物 左之通不残今日大学頭宅より返納仕候に付 幸右衛門又左衛門罷越請取候 則相改候分元番へ納之 御届書は不残改相濟候以後拙者詰番之節可差出候 尤返納之義は先達て遠江守殿并土佐守えも大学頭父子より相達置候

諸家書付 二棹
内紀伊殿家来書付五冊一袋 延享三
寅年八月十九日御用に付小堀土佐守
え林図書頭より差出置之 三月七日

下る

- 堀尾家系譜 一冊
- 大樹寺旧記 一冊
- 創業記考異 十冊
- 玉露叢 二十一冊
- 家忠日記増補 二十五冊
- 駿府政事録 五冊
- 令条記 十五冊
- 右六部改無相違元番へ納之 諸家書付は十番迄今日改 改濟候迄仮りに西御蔵へ入置候

【五月】

十二日 左之通御本丸え持出 横田十郎兵衛え相渡之候処 立合巻数等改相渡可申由に付 御長持共に檜木之間廊下へ相廻し十郎兵衛一同に渋川六蔵・西川忠次郎へ相渡之

- 曆算全書 四十五冊
- 写本点付
- 新写訳本曆算全書序一冊付
- 西洋曆経 百二十冊
- 明史稿 六十冊

二月晦日、林大学頭信充が「御用」のため拝借していた書物を返納。林図書頭は信充の子で信言。延享四年十二月十九日、「朝鮮の信使聘礼のことにあづかるにより」従五位下図書頭に叙任された。「遠江守」は若年寄の加納久通。「土佐守」は小堀政方で、西丸の小性組番頭格である。

五月十二日に『暦算全書』ほかを貸し出した経緯はこうである。前日の十一日に奥右筆組頭の中新八郎から、渋川六蔵と西川忠次郎が御書物の拝借を願っており、目付が兩人を呼び出した日に、出願した書物を本丸に持参するよう伊予守（若年寄・板倉勝清）の指示があつた旨が書物奉行に伝えられる。西川忠次郎については前述のとおり。渋川六蔵は渋川則休で、延享三年十月に補暦の御用を拝命していた。かくして翌十二日、『暦算全書』ほかの暦の補正のための参考資料として渋川・西川兩人に貸し出された。横田十郎兵衛はこの貸し出しに立ち合った月番の目付である。

二月十日、奥右筆の青山治右衛門が書物方の会所に来て、去年預けた奥右筆の長持から「御用之物」（公務に必要な文書）を取り出し、長持に再び封をして帰った。

六月二十一日、「字書之考今日より取掛り申候」。

延享五年戊辰（一七四八）七月から十二月まで（第三十五冊目）《七月十二日改元 寛延》

（七月）川口頼母（八月）桂山三郎左衛門（九月）深見新兵衛（十月）小田切治大夫（閏十月）近藤源次郎（十一月）川口頼母（十二月）桂山三郎左衛門

【七月】

五日 昨日御目付中より（深見）新兵衛方え申来候は 右近将監殿御用に付 平田半之丞え致対談候之様申来候間 今朝

新兵衛御殿え罷出 半之丞へ致対談候処 琉球人天和之比西丸え致登城候趣書載候品見合差出し可申 其比御本丸之日記には西丸へ登城候儀は西丸日記に委細有之と見へ申候由半之丞申聞候依之左之通致吟味 即刻半之丞え相渡之候

（寛延三年五月二日下）

琉球往来

三冊

西丸御右筆所長持御日記之内

天和二戌年從正月至四月 一冊

七日

昨日（桂山）三郎左衛門より申送りに付 左之通御殿え持参 平田半之丞え相渡之候（寛延三年五月二日下）

西丸御右筆所長持御日記之内

天和二年從四月十五日至

八月二十八日

一冊

【八月】

十七日

昨日（桂山）三郎左衛門退出已後 御目付中より来書 屋敷改より明十七日御帳箱請取度旨差出し（下略）

屋鋪改御帳箱 弐つ 論言包封之俵

左之国絵図土佐守殿より被仰下 御同人え差出之（十月朔日下）

上総国絵図 一枚 郷牒一冊 一管

晦日 謡本 取集本之内 九十一冊

（宝暦十辰年六月二日下）

稽古書

一冊一管

右御謡本御用之為内覧有之度候間差出候様に先達て上原備後守殿（深見）新兵衛え被申聞候に付 此間致吟味置今日差出候 且又外に能之事を書記し候御書物も有之様に聞及はれ候 左様之品有之候は、差出候様に被申候に付 御蔵え罷歸 又四郎も罷出候間 令吟味候処 右稽古書能之事を書候て奥書觀世是阿弥と有之候外には無之候に付則持参 謡本一所に備後守殿え新兵衛差出之候

【九月】

十二日 左之国絵図石見守殿より被仰下御同人

え差出之 取次立覚

（十月朔日下）

下総国絵図 一枚 郷牒一冊 一管

【十月】

朔日 石見守殿より（中略）左之通早速可差上旨（下略）

（寛延元年閏十月二十六日下）

甲斐国絵図 一枚 郷牒一冊 一管

安房国絵図 一枚 郷牒一冊 一管

十日 （寛延二年二月七日下）

諸宗末寺帳 三十四冊
同書付 十一通
右之通稲葉丹後守方え相下け候に付
橋本阿波守え相渡し申候

【閏十月】

二十四日 左之御書物土佐守殿より只今差出候様
被仰下 即刻差出之

割円八線之表 一冊
割円八線互求法 一冊
割円勾股八線之表 一冊

二十六日 石見守殿より来状 左之国絵図只今可
差出旨申来候間 差上之
(十一月十七日下)

武蔵国絵図 一枚 郷牒二冊 一管
相模国絵図 一枚 郷牒一冊 一管

二十八日 今日(川口)頼母加出 左之通大橋藤
九郎え相渡申候

享保四年万石以上御朱印御長持 一棹

二十九日 左之通大橋藤九郎え相渡之

堂上方御門跡方御朱印写御長持 一棹

【十一月】

十六日 小堀土佐守殿より(中略)左之通差上
候様に被仰下候 早速被出五つ時(午
後八時)参着差出之 取次文知
(十一月二十二日下)
伊豆国絵図 一枚 一箱
郷牒 一冊

七月五日に奥右筆の平田半之丞を介して、天和
年間の琉球人が西丸に参上したことを記した記録
があれば差し出すよう、「右近将監」(西丸老中・
松平武元)から指示があった旨が伝えられた。あ
わせて西丸参上の件は当時の西丸日記に見えるの
ではないかとの示唆あり。「琉球往来」と「西丸
御右筆所長持御日記」の該当分を差し出したこと
ろ、翌日、後者の続きを差し出すよう指示があり、
七日にこれを差し出した。この年十二月に琉球使
節が江戸城に登城するため、天和年間の先例が調
査されたのであろう。

深見新兵衛は、かねて上原備後守元常(小納戸
頭取)から、御用のため謄の書物を内覧したいの
で差し出すように(また能について記した書物が
あればこれも差し出すよう)言われていた。該当
する書物の有無を調査したのち、八月晦日に「謄
本」「稽古書」の二部を備後守のもとに持参した。

十月十日、寺社奉行の稲葉丹後守(正甫)から
「御蔵に有之候諸寺院本末帳見合申度」、「諸寺院
本末帳」を拝借したい旨の要望があり、当番目付
の橋本阿波守に同書を渡したのち、阿波守から丹
後守宅へ貸し出す(「相下け候」)こととなった。

閏十月二十八日の「御朱印長持」の貸し出しの
流れはさらに複雑だ。奏者番の井上遠江守(正敦)

が「御朱印長持」の一つを拝借したい旨を相模守
(老中・堀田正亮)に述べ、相模守から伊予守
(若年寄・板倉勝清)に伝えられた。表右筆組頭
の大橋藤九郎に段取りが命じられ、書物方は大橋
の指示で、「享保四年万石以上御朱印」を入れた
長持を江戸城内「中の口」まで運び、大橋に渡し
た。翌二十九日には、「堂上方御門跡方御朱印写」
の長持も。

このほか十月八日に右近将監(松平武元)の御
用で「琉球書翰」を差し出すよう言われるが、右
近将監が必要とする享保三年の分は所蔵せず、
「享保三年之書翰は元来御蔵に無御座旨」を申し
上げた。

七月十八日の日記には、書物奉行の仕事ぶりを
うかがわせる記述が見える。

此間三郎左衛門と申談 六書正調致吟味候
処 実は説文字原・六書正調二部を合巻に
仕候て重刻字原正調と名目有之 前序後序
御座候て二部之儀明白にて候 依之外題を
重刻字原正調と此節書改申候 尤御目録に
も右之通に改候て二部之書名を註記いたし
置候 清書之御目録も追て改可申候

御蔵にある「六書正調」という書物は、実は
「説文字原」と「六書正調」の二部を合わせたも
ので、「六書正調」の外題は正しくない。このた
め外題を「重刻字原正調」と書き改め、二部の書
名を註記した。なお目録の記載も改めたというの
である。正しい書名の決定や目録の修正も書物方
の重要な仕事であった。

寛延二年己巳（一七四九）正月から六月まで（第三十六冊目）

（正月）深見新兵衛（二月）近藤源次郎（三月）川口頼母（四月）深見新兵衛（五月）小田切治大夫（六月）近藤源次郎

【二月】

二十一日 昨日西川忠次郎拜借御書物之内 明史稿今日返上候儀忠次郎申越候間（下略）

辰五月十二日西川忠次郎拜借 明史稿 六十冊

【三月】

五日 石見守殿より御来書 左之通国絵図差出之

（四月二日下） 駿河国絵図 一枚 郷帳一冊 一笥

【四月】

二日 左之通土佐守殿より被仰下 御用人え差出之

（寛延四年六月二十日下） 遠江国絵図 一枚 郷牒一冊 一笥

当分御預之内（十二月二十五日下） 万天日録 六十三冊

二十一日 今朝御本丸え罷出 井上遠江守并神尾

市左衛門・大橋藤九郎え遂対談 遠江守より左之長持遠江守封印にて請取新御藏え納之 鍵は遠江守より拙者（川口頼母）受取封之 右号筆筒え納之

延享三丙寅年

万石以上御朱印長持 一棹 井上遠江守封印 但棒台共

【五月】

七日 昨日頼母申送り候通今朝五半時御本丸え罷出候所 左之通井上遠江守新規被相渡 請取之御藏え納之

堂上方御朱印写御長持 一棹 但井上遠江守封印 外に鑰匙包右号え入置候

【六月】

二十日 一昨日御目付中山五郎左衛門え致対談候通 今朝五半時御朱印御長持（川口頼母・（深見）新兵衛・（大岡）五平次差添 中の口迄差出し左之通書付を以 五郎左衛門へ直に相渡候（下略）

覚

寛文御朱印写入御長持 一棹 棒共 貞享御朱印写入御長持 一棹 棒共 正徳御朱印写入御長持 六棹 棒共 右伊予守殿被仰渡候に付御渡申候以上

六月二十日

深見新兵衛 川口頼母

中山五郎左衛門殿

正月から六月までの出納は右の通り。このうち注目すべきは、御藏の収納スペースに余裕が乏しいにもかかわらず御朱印写の長持六棹が新たに預けられることになったのを受けて、従来御藏にあった寛文年間から正徳年間までの御朱印写の長持八棹が、六月二十日に別の場所に移されたことである。収納スペースに余裕が無くなった理由は、「近年御書物数多に罷成」、蔵書数の増加だった。右の経緯を示す日記の記述は左の通りである。

五月二十二日 御藏近年御書物数多に罷成余席無御座候処 此節御朱印写御長持追々都合六棹御預ケ可罷成旨井上遠江守被申聞候間 同役中相談之上 御藏余席無御座候に付 古き御朱印写御長持八棹外場所え被差置候様に仕度趣之由伺書 今日佐渡守殿え休（久？）益を以差出し候 伺書案右号に入置 右書付差出し候に付 奥御右筆組頭山中新八郎え対談いたし置候

六月十日 御朱印写入御長持之義 昨日御目付中より伊予守殿被仰渡候趣 伺書に奉り付仕差越候様に申来候間 詰番（小田切）治大夫奉り付仕伺書御目付へ返し申候 右長持は御老中并寺社奉行衆之

封印と覚申候間 今朝(近藤)源次郎
令吟味書付相認兩人御殿え罷出 御目
付中山五郎左衛門・横田十郎兵衛え新
兵衛致対談候へは 此義奥御右筆与頭
山中新八郎より御目付え申聞候間 新
八え対談可然由被申聞候に付 早速新
八え申達し候 寛文以来正徳迄之八棹
御老中寺社奉行衆封印之次第書付見せ
申候へは 是は何可申由にて佐渡守殿
え被申上候 以後被申聞候は 佐渡守
殿被仰候は 御老中方寺社奉行衆封印
は其俣に差置 御長持に誰殿封印と申
義書付 其上に御書物方封印仕御目付
え相渡可申候 尤相模守殿えも御相談
之上 右之通に候由 将又伺書之奉り
付は昨日之通りにて相済可申由に付
中山氏へ可申達之處 退出に付当番御
目付八木十三郎え対談 奉り付は昨日
之通りにて相済申候間 御勝手次第御
差上可被成候 委細之義は明後十二日
罷出 中山氏へ可申達旨申置候

六月十八日 今日中山五郎左衛門対談いたし候御
長持揃置候由申候得は 明後二十日五
半時請取可申由被申候 持人はあの方
より二十四人差越可申候間 四棹宛兩
度に為持候様に被申候(下略)

「差出候風呂敷」(書物等を貸し出す際に包む風
呂敷のことか)に関する五月十七日の記述も興味
深い。

昨日頼母差出候風呂敷之御断 扱方御
納戸え下り候段 組頭礪谷藤兵衛申聞
候 依之紺染之木綿は当分手に付御書
物之白々候御表紙などにも不図付き可
申哉に候間 随分手に付不申候様に染
御申付被成候様にと申談候処 早速染
之筋え被申渡候得は 兎角紺之義無心
元存候間濃花色に被成可然染之筋より
申由 如何と被申候之間 左候は、差
出しは紺にて候得共 濃花色に可致候
間随分濃く被申渡候様にと申談候間
各様左様御心得可被成候

従来書物方では紺染めの木綿の風呂敷を用いて
いたが、書物に色が付く恐れがある旨を納戸番組
頭の礪谷藤兵衛(隆政)に申し上げたところ、礪
谷から早速「染之筋」(染の御用職人)に伝え、
濃花色に改めることになったというのである。

人事では、書物奉行のひとり桂山三郎左衛門
(義樹)が病氣と老齡(七十一歳)を理由に職を
辞し(二月二日)、後任者として大番水谷出羽守
組の大岡五平次清長が就任した。桂山は退職の際
に「御褒美」金二枚を下されたが、同年三月二十
三日に没した。奉行の辞職と後任者の就任には、
さまざまな事務的手続きが必要である。その主要
なものを日記から抄出しておこう。

正月二十九日 桂山三郎左衛門病氣不相勝候に付
退役之願被申聞候 依之昨二十八日新
兵衛・頼母 三郎左衛門宅え罷越 若

年寄御連名之願書請取 今朝同役中添
願書相添 佐渡守殿(若年寄・板倉
勝清)御宅え頼母持参いたし差上候

二月二日 金式枚 桂山三郎左衛門

右は病氣に付願之通御役御免被遊候
年寄候迄相勤候に付為御褒美被下候

二月三日 三郎左衛門跡役願書左之通相認源次郎

へ為持遣候 明日御用番伊予守殿(若
年寄・本多忠統)え差上可被申候

桂山三郎左衛門

右跡役之儀御序次第被
仰付被下候様奉願候以上

川口頼母 深見新兵衛

小田切治大夫 近藤源次郎

二月四日 三郎左衛門跡役願書今朝伊予守殿御宅

え拙者(近藤源次郎)持参 用人三
好七郎兵衛を以差出候処 御請取候由
被仰聞候

二月五日 桂山三郎左衛門御役御免に付 左之書

付春東を以伊予守殿え差出之 但無御
扣

桂山三郎左衛門願に付御役御免被
仰付候間 組同心共御切米御扶持

方請取手形裏印相除候 此段書替
所え被相達候様御勘定奉行え被仰
渡可被下候以上

巳二月五日 御書物奉行

右之節左之書付菅沼新三郎(目付・菅
沼定秀)え出之

桂山三郎左衛門御役御免に付御門
印鑑追て引替可申候 此段五ヶ所
御門え被仰渡可被下候以上

二月五日 御書物奉行
御目付中

二月十八日 三郎左衛門印鑑左之通相揃為持遣し
候請取之

右号に入置

五ヶ所御門印鑑 五枚 組中方 十

六枚外に余計三枚

出雲寺返上 壹枚 左号に付候御蔵

封印壹枚

都合式拾六枚 三郎左衛門被差置候

長文箱共遣し候

新奉行に就任後も、大岡五平次は、誓詞(誓約
書)や宿所書(住所)、明細書(履歴書)をそれ
ぞれの担当部署に提出し、老中にお礼廻りをし、
あるいは本丸や西丸の関係者に挨拶しなければな
らなかつた。もちろん書物方の同役や同心たちと
顔合わせをし、業務の説明を受けたのは言うまで
もない。

三月五日

左之通同役被仰付之旨御用番信濃守殿
山中新八郎を以被仰渡候

大御番水谷出羽守組

高式百俵

大岡五平治

右に付同役中え申達候 明日御蔵へ会
集之儀也

明日御蔵え五平治被相越候間 同心共
不残罷出候様に申付候

三月六日

今日五平次御蔵え初て罷出 組新兵衛
同道いたし何も諸事申談候 并同心中
不残呼出し引渡申候

五平次誓詞願書御証文願書利清を以信
濃守殿え差出之

右御証文願書差出し候趣例之通書付表
御右筆組頭橋本喜八郎え相渡之

昨日大岡五平次同役被仰付候に付 御
用番御老中相模守殿御支配方御四人え
今朝新兵衛御礼に相廻り候

三月八日

五平次宿所書付御殿え持参 御目付橋
本阿波守え相渡申候 西丸へも同断萩
原主水正え相渡申候

五平次明細書式通分限帳懸り御右筆浅

井新太郎え相渡申候

五平次同道いたし御本丸へ罷出 西丸
へ相廻り御側衆へ不残引合申候

三月十四日

(大岡五平次・初詰番 深見新兵衛・
加出)

御蔵三ヶ所(東・西・新)共に開き五
平次一見被致候

御蔵之鑑四本会所之鑑三つ五平次え相
渡申候

寛延二年己巳(一七四九)七月から十二月まで
(第三十七冊目)

(七月) 大岡五平次(八月) 川口頼母(九月)

深見新兵衛(十月) 小田切治大夫(十一月) 近

藤源次郎(十二月) 大岡五平次

【九月】

五日 当番御目付中より来書 佐渡守殿御用
候之間別紙書付之通只今陰時計え差出
神保勝之助(定興 奥右筆)え相談候
様に申来候 依之早速持参 陰時計に
て則勝之助え相渡之

日光御宮百回御法会記録 六冊 一管
(宝暦二年四月九日下)

【十二月】

二十五日 例月之通伺書吉通文知を以山城守殿（西丸若年寄の酒井忠休か）差出之候 右之節左之御書物・国絵図 道筑より請取候様に被仰聞 請取之 相違無之に付元番え納之候

万天日録 六十三冊（四月二日上）

肥前国絵図 一枚 郷牒 一冊

（延享三年七月六日上）

常陸国絵図 一枚 郷牒 一冊

（同 右）

八月十三日に「大風雨」。翌日、川口頼母方から昨日の大水で自宅が床上五尺余まで浸水したため、当分は出勤できないので「助詰番」を願う旨。このほか「根津四人之者」（根津に住居がある四人の同心）も、床上一尺余の浸水のため「水休」（洪水休暇）を取るようになった。「水休」は十五日間、災害や疫病の度に職員の不十分は、残った人々で補わなくてはならなかった。

書物奉行の自宅には、夜中突然、蔵書の問い合わせが来ることも珍しくなかった。九月五日夜、小田切治大夫宅に当番の目付から書面で、「大猶院様御葬送之御記録」が御蔵にあるかどうか翌日申し上げるようという相模守（老中・堀田正亮）の指示が伝えられた。翌日出勤して目録を調べたが同記録の記載はない。所蔵していない旨を書物にして土屋長三郎（正方 目付）を通じて報告。

その際に関連資料として『大猷院様三十三回御忌日記』一冊と『大猷院様五十回御忌日記』三冊を差し出したが、無用であると即刻返された。

九月二十四日の朝五時（午前八時頃）、同心のひとり佐野六兵衛が病死。二十二日の夜から「中症」（中風）で危ない状態だったので、同心世話役の小沢又四郎が二十三日に佐野宅を訪れ、跡目願の手続きを済ませていた（実際には既に亡くなっていた可能性も）。小沢は佐野の願書を月番の奉行である深見新兵衛に渡した。二十五日、深見新兵衛は、佐渡守（若年寄・板倉勝清）の用人を通して佐渡守に佐野六兵衛の願書と由緒書そして同役中願書を提出した。佐野の跡目は悻の弥三八が継ぐことになる。

十月二十四日、佐野の死によって生じた欠員（「明跡」）を埋めてほしい旨の願書を伊予守（若年寄・本多忠統）に提出した。

寛延三年庚午（一七五〇）正月から六月まで（第三十八冊目）

（正月）川口頼母（二月）深見新兵衛（三月）

小田切治大夫（四月）大岡五平次（五月）大岡

五平次（六月）川口頼母

【正月】

十九日 石見守殿より被仰下 左之通御用人え差出之

筑前国絵図 一枚 郷牒一冊 一管

（寛延四年四月四日下）

【二月】

二十四日 御目付中より奥御右筆青山治右衛門達申度よし申来候に付罷越候処 此度西川忠次郎・渋川六蔵御用に付致上京候間去る辰年拝借之西洋曆経・曆算全書二部当分御書物蔵え預置申度旨 依之治右衛門え遣申候 右は御用いまた相済不申候故急度返納にて無御座候（下略）（三月一日に西川忠次郎惣領の要人から二部を預かり納置）

（三月一日の条に右の「預かり証」の文面あり）

右之通当分帰府迄預り候間 拝借之張紙は取除不申候 錠前有之 半長持に入先年相渡候 此節右長持鑑共に受取申候 重て渡し候節も右之通にて相渡可然候 鑑并彼方よりの目録右号に入置候

二月二十四日の件は、西川忠次郎と渋川六蔵が上京するので、寛延元年に拝借した『西洋曆経』『曆算全書』の二部を、返納ではなく、とりあえず書物方に預かり保管してもらおうというもの。書物方では「預かり証」を作成して、三月一日に二部を御蔵に収納することとした。西川と渋川の上京理由は、『徳川実紀』の同年二月の条に「三日天文方渋川六蔵則休・西川忠次郎正休を京に上らしめらる。測量の事によりてなり」とある。書物

方の「預かり証」には、「当分帰府迄預り候間拝借之張紙は取除不申」とあり、「拝借」の紙を張ったまま御蔵に収められたことが分かる。

特記事項は以下の通り。新規に収納することになった書物を新調した箱に入れ、目録に記載するまで西御蔵に置くこととし（正月十四日）、二月十二日、同心世話役の小沢又四郎が、会所（書物方の執務室）の「下書御目録」に記載、「清書御目録」にも追って記載する予定だという。

正月十四日 去秋御箱出来候御書物今日入附置申候 追て御目録に書載迄は西御蔵下に差置候 正字通一部は元番之所に置附之

二月十二日 先月十四日御箱へ入付候新規御書物今日又四郎罷出 会所下書御目録に書載申候 追て清書御目録にも書入可申筈に御座候

二月五日、今年の春は「暖気南風」で御蔵の書物の保存状態が心配なので、晴天のこの日、「風入」を行った。同八日には、近藤源次郎が「脚痛」で十日の詰番に出勤できない旨連絡があったのを受けて、当分繰り上げて詰番を務めることに。

四月九日、松平宮内少輔（若年寄・松平忠恒）から蔵書調査の書付が到来し、「日本紀略」「弘安格式」「延喜儀式」が御蔵に在るかどうかが尋ねられる。目録を調べた結果、「日本紀略」のみ所蔵する旨を十一日に回答する。さらに十三日には「弘安格式」「延喜儀式」は「伊勢内宮外宮文庫」

にある旨の書付を奥右筆・白井藤右衛門に提出した。

四月十四日、御蔵の漏水箇所の点検を行う。同日の日記に「昨夜大雨に付御蔵吟味致させ候処新御蔵に漏所言つ東御蔵に三所雨漏有之 則印下札いたさせ置候」とあり。

六月一七日、「御法令御条目（御箱）」と「御朱印（長持）」の「風干伺書」一通を、奥右筆組頭・蜷川八右衛門を通じて信濃守殿（若年寄・小出英持）へ差出す。

寛延三年庚午（一七五〇）七月から十二月まで（第三十九冊目）

（七月）深見新兵衛（八月）小田切治大夫（九月）近藤源次郎（十月）大岡五平次（十一月）川口頼母（十二月）深見新兵衛

【八月】

二十一日 昨二十日七つ時比水上美濃守殿より拙宅（近藤源次郎宅）え御来書 左之通差上可申旨被仰下 則今朝差上之（同月二十九日下）

東山慈照寺図	一枚
北山鹿苑寺図	一枚
北山金閣／東山銀閣建地割	二枚
東求堂建地割	帳 一冊附 一枚
右一管に入	

右之通養仙を以差出候処 美濃守殿御逢御請取被成候段被仰候

【九月】

四日 昼時美濃守殿より左之御書物只今差出候様に被仰下候

（十二月二十五日下） 寛明事跡録 七十一冊

追て石見守殿より左之御書物只今差出候様に被仰下 右一所に持参差出候 取次文智を以御両所え差出候（十二月二十五日下） 万天日録 六十三冊

水上美濃守（西丸側衆・水上興正）および石見守（同・小笠原政登）からの請求で貸し出したのは、大御所吉宗の閲覧用である。

七月五日の日記に「聖濟総録つんとの粉をまふせ候様に湿気候間今日日干申候」とあり。御蔵の「聖濟総録」が湿気で「つんとんの粉」（うどん粉）をまぶしたようになっていたので、この日、日陰干しをしている。「聖濟総録」は、宋の政和中（十二世紀初期）の勅撰の医書。

九月四日には、土佐守（西丸側衆・小堀政方）から二条城の絵図があるかどうか問い合わせがあった。

（上略）土佐守殿より城絵図之内二條御城之絵図有之候哉且又御天守絵図三

枚と有之内二條御天守有之候哉致吟味
差出候様に被仰下候 依之城絵図目録
并小絵図目録吟味候処無之候 御天
守絵図は三枚共一つ御天守之絵図にて
候 尤江戸御城之御天守絵図と申伝候
間 右之旨書付相認 又西丸え罷出土
佐守殿え申達候

あわせて御蔵にある『御天守絵図』三枚のうち
に二条城の天守絵図が含まれているか否かも。書
物方では『城絵図目録并小絵図目録』を調べたう
え、所蔵しない旨回答。また『御天守絵図』はい
ずれも江戸城天守閣の絵図と申し伝えられている
と回答した。

十一月から十二月にかけて人事面でも大きな動
きがあった。十一月晦日に奉行のひとり小田切治
大夫昌倫(八十二歳)が老衰を理由に辞職し小普
請入りした。彼には御褒美として金二枚が下され
た。

十二月八日、同じく奉行の近藤源次郎舜政(六
十歳)の病死について、日記に以下の記述がある。

昨七日近藤源次郎義病氣差重り候旨新
兵衛方迄申来候に付 詰番頼母方并五
平次方へも申達し三人申合源次郎宅へ
罷越願書印形請取 異変有之候は、新
兵衛方え被達候様小源太え申置三人罷
帰候処 昨夜五時過死去之旨新兵衛方
へ申来候に付 今朝拙者(大岡五平
次)信濃守殿御宅へ罷越源次郎願書并
同役連名之願書用人竹下源太左衛門を

以差上候処 同役願書之内御好有之
外に男子無之哉否其段書入可申旨被仰
聞候に付 御役所え罷出願書御好之通
認直し信濃守殿御退出後持参(中略)
源次郎願書は御一覽之上此方へ御戻し
被成候 則右号へ入置候

七日に近藤が危篤であると深見新兵衛方に報せ
があり、新兵衛は川口頼母・大岡五平次と申し合
わせ、三人で近藤方へ。近藤が印を捺した惣領小
源太への跡目願いを受け取って帰った。その後、
五時(午後八時頃)過ぎに近藤死去の報せがあっ
た。

翌八日、大岡五平次が近藤の願書と同役(書物
奉行)連名の願書を信濃守(若年寄・小出英持)
に差し出した。信濃守から願書に文面の修正と近
藤に他に男子がないことを書き入れるよう指示が
あったので、修正したうえ再度持参した。近藤の
願書は左の通り。

奉願候寛
高式百三拾俵 近藤源次郎
五人扶持 午六拾歳
実子惣領
近藤小源太
午式拾式歳
私儀九月下旬より中症相煩養生仕候得
共 次第に草臥強ち本復可仕跡無御座

候 依之家督之儀実子小源太え被下置
候様に奉願候 此段御支配方へ被仰上
可被下候
以上
寛延三年十二月 近藤源次郎印

川口 頼母殿
深見新兵衛殿
大岡五平次殿

また書物奉行三人連名の願書は

高式百三拾俵 近藤源次郎
五人扶持 午六拾歳

御目見仕候 実子惣領

近藤小源太
午式拾式歳

右之外男子無御座候

右源次郎儀九月下旬より中症相煩養生仕候得共不
相叶 昨夜五時過死去仕候 家督之儀実子小源太
え被下置候様奉願候旨存生之内私共迄申聞候 願
之通被仰付被下候様奉願候以上
午十二月 (川口・深見・大岡連名)

辞職と病死で二人の奉行が去つたのち、十二月
二十五日に曲淵惣兵衛政樹と服部金左衛門保正が
書物奉行を拜命した。

寛延四年辛未（一七五二）正月から六月まで（第四十冊目）

（正月）大岡五平次（二月）曲淵惣兵衛（三月）服部金左衛門（四月）川口頼母（五月）深見新兵衛（六月）大岡五平次

【四月】

十五日 左衛門尉殿御用に付今朝御殿え罷出候 処 於新部屋奥御祐筆清須孫之丞・柴田藤三郎対談 左之通新規御預に付御蔵へ納置候様左衛門尉殿被仰渡候段書付を以申聞候

延享五辰年

朝鮮書翰并別幅 式枚一包 一箱

朝鮮国御返翰写 壹枚

同御別幅写 壹枚

大御所様 朝鮮国御別幅写 壹枚 一箱

大御所様

朝鮮国え御別幅写 壹枚

右四枚菅筒桐白木平箱木綿サナタ

紐有之

朝鮮国え御返翰并御別幅写 一箱

大御所様ノ大納言様朝鮮国え御別幅写

（この箇所、張り紙あり。資料名、

点数確定困難）

四月十五日、左衛門尉（老中・酒井忠寄）の御用で御殿（江戸城本丸）に参上し、奥右筆の清須孫之丞・柴田藤三郎と対談。『朝鮮書翰并別幅』ほか延享五年（寛延元年）の朝鮮通信使の記録を新規に御蔵に収納することになる。

【六月】

二十七日 三十日何に不及御書物・三十日何之御書物磯野丹波守大概今日下ヶ被申候

七つ過候間 近日しらべ候て本番に納

可申候 先御長持に入西御蔵に入置申

候

六月二十七日、磯野丹波守（西丸小姓・磯野政武）から、「三十日何に不及御書物」と「三十日何之御書物」を返却される。とりあえず長持に入れ西御蔵に入れて置く。「三十日（目）何」については、福井保『紅葉山文庫』に左のように解説されている。

將軍に差上げた図書は数日中に返納される場合もあつたが、また、長期間お手元に留められることもあつた。（中略）ご用済みの後そのまま滞留していると紛失の恐れがあり、他の借覧も妨げるので、差上げてから三十日めには、書面に記して事務的に一応催促することとなつた。そのことは享保七年（一七二二）二月八日に定められ、以後慣例となつた。これを「三十日目何（親）」と呼んだ。

將軍の閲覧のため貸し出された書物とはいへ、將軍のもとに不必要に置かれ返納が延滞するのは好ましくない。「三十日何」はこのような延滞を避けるために設けられた制度だつた。「三十日何に不及御書物」とは、このような「三十日何」の対象外で、長期間將軍の手元に置かれる予定の書物である。その双方の書物が、小姓の磯野丹波守を通して書物方に返却されたのだつた。それらの書名は左の通りである。

（六月）二十八日 一昨日磯野丹波守被相渡候御書物左之通不殘今日相改候処 別条無御座候 近日元番え相納可申候

不及何内

令義解

同

帝鑑図説

同

康熙字典

同

花押藪

同

続花押藪

同

御年譜

寅正月六日上ル 何之内

七書直解

寅不及何内 何之内

東武実録

不及何之内

十一冊

六冊

四十冊

七冊

七冊

五冊

十四冊

四十冊 一管

禁秘抄 一冊

同

飭抄 一冊

此一部元上置候御本と相違に付
閏六月朔日西丸へ持参 磯野丹

波守え相渡

都合十部

一昨日丹波守被相渡候御書物右十部之外左
之通未再吟味不致之

増補庶物類纂 二箇

二十九冊五帙

総序凡例一冊一帙

庶物類纂序 一箇

但蔡宏謨草稿一冊 書付一通也

両束筆語 三冊

御書物目録 九冊 帳面一冊 一箇

右之分未改之

將軍からの返却とはいえ、貸し出した書物等が正確に返却されたかは、書物方によって嚴重にチェックされた。書名が同じでも、御蔵の蔵書ではない書が誤って紛れ込む恐れもあるからである。事実、返却された書物のうち、「飭抄」は「此一部元上置候御本と相違」のものであった。書物方では閏六月一日に、この書をさっそく磯野丹波守に渡した。

特記事項は以下の通り。

正月晦日、この日は服部金左衛門が出勤する予定だったが、孫娘が病死したので出勤を「遠慮」。孫娘が七歳未満だったので、遠慮は一日だけだった。

た。

二月四日の夜から五日昼にかけて、大雨。六日に三棟の御蔵の状態を調べたところ、西御蔵に一箇所漏水が確認された(「西御蔵一ヶ所漏有之候間記置候」)。

三月晦日の日には、同心の杉山半次郎が鶯鴨原町(現・文京区千石一丁目)の借宅から同町内に建てた家に転居したことが記されている。家を建てたといっても敷地は借地で、「梶撰津守殿組御旗同心」(旗奉行梶正容の配下の同心)高橋市之助の拝領屋敷内に建てた家作だった。杉山は転居の詳細を世話役の小沢又四郎に届けた。
六月十八日の日記にはこんな記述が。

明十九又四郎罷出候に付増夕御料理断御目付中へ出之 御徒目付松村権之助請取之
右料理断に 御扣の文字認出申候所御扣には不及申候間 相模守殿・佐渡守殿と斗認
両通遣候様に御目付中より申来 其通り改遣候

十八日は小沢又四郎も出勤するので、夕食が一人分多く必要となる。この旨、届(「増夕御料理断」)を目付に出し、御徒目付がこれを受理。書物方では右の「料理断」に「御扣」の文字を添えたが、目付から「御扣」は不要で、「相模守殿」「佐渡守殿」とだけ書いた二通の「断」を差し出すよう指示があり、指示に従ってあらためて差し出した。相模守は老中の堀田正亮、佐渡守は若年寄の板倉勝清だろ。同心に勤務中に支給される夕食が一食分増えるだけでも、「断」の提出が不

可欠だったのである。

寛延四年辛未(一七五二) 閏六月から十二月まで(第四十一冊目)《十月二十七日改元 宝曆元年》

(閏六月) 曲淵惣兵衛(七月) 服部金左衛門
(八月) 川口頼母(九月) 深見新兵衛(十月)
大岡五平次(十一月) 川口頼母「助月番」(十二月) 服部金左衛門

出納の関係では、閏六月一日の記述に、六月二十六日に西丸より返却された(「下り候」)書物のうち、「飭抄」が享保十五年八月に差し上げた物と違つ件について、丹波守(磯野政武)に書付を提出した旨が記されている。

先月二十六日西丸より下り候御書物之内柿
表紙飭抄三冊同二十八日吟味いたし候所
享保十五年八月差上置候飭抄とは表紙色
筆者共にちかい候間 今日頼母新兵衛西丸
え龍越道筑え申談 書付を以丹波守え相違
之義申達候所 追て挨拶可有之由被申聞候

また閏六月六日の条にも、「三十日何に不及分十二部・三十日何之分六部 都合拾八部之内 下り候御書物九部其外九部下り不申申之書付一冊 磯野丹波守被相渡候」とあり、西丸(大御所吉宗)に差上げていた書物に関する書付一冊が、書物方に提出されたことが知られる。この書付には「御書物掛り御小性菅沼伊賀守・磯野丹波守・浦上周

防守・平岡対馬守連名之書付也」の但し書きがあり、西丸小姓に「御書物掛り」の小姓が数名いて、大御所のために御蔵の書物類を借り出す事務を行っていたことが分かる。

閏六月十五日の条には、「慶長以来諸法度 六冊 秘伝花鏡 四冊 飭抄 三冊」の三部について、「此間小堀土佐守殿并磯野丹波守被申渡候趣を以今日会集之上五人立合御目録除之候」とある。どうやらこの三部は西丸に貸し出したのち所在不明になったようで、同日、書物方の会所に五人の書物奉行が集まり、「御目録」からこれら三部を削除したという意味であろう。

六月末から閏六月にかけて、西丸に貸し出した書物の返却や調査の記述が多いのは、六月二十日に大御所吉宗の喪が発せられたからである。関係する記事を引けば。

閏六月一日 御風干之儀先月二十五日請取物之書付差出し土用入二十七日より御風干可致処 二十日大御所様薨御被遊候 有章院様薨御之節 六月朔日土用入当日より御中陰無構請取物御風干等相済候へ共 此節土用入程近く候に付 御二七日已後御風干始可申と申合候間 今口諸向請取物書付相模守殿佐渡守殿え幸伯を以差上候 早速向々へ下り申候間 御納戸へ明日品々請取可申由組頭衆へ申達候

閏六月十日 今日御出棺に付御風干延引
申の下刻 御出棺 子の刻 御送

葬

閏六月二十三日 昨夕六時御目付土屋長三郎・稲生下野守より来書 大御所様御預り之御道具有之候哉 有無之義明日中差出候様に申来候間 今日金左衛門加出致し左之書付頼母・金左衛門御殿に持参稲生下野守え相渡し承知之旨被申候

御書物蔵御代々御書物之外 別に大御所様御預ケ被申候は無御座候 尤御道具類無御座候 以上
壬六月二十三日 御書物奉行

閏六月一日・十日の記事は大御所死去に伴う「御風干」(御蔵の蔵書の曝書)の延期に関するもの。同二十三日の記事は、書物方に大御所から預かった「御道具」がないか目付から問い合わせがあった件で、書物奉行は特に大御所から預けられた御道具は無い旨を回答した。貸し出しの際の仲介者が亡くなった場合にも、貸し出した書物の書名や冊数等が書物方から後任者や同役に通知された。九月十五日の条に左のような記述が見られる。

九月十五日 四年已前辰年八月晦日 謠本稽古書 上原備後守を以差上候処 備後守当八月三日病死に付 村上肥前守え今日申入候て致面談 辰年備後守え相渡候趣 委細申達 左之通書付相渡申候被致承知候

謠本 九十一冊 文匣に入
稽古書 一冊 一箱
右寛延元辰年八月晦日 上原備後守殿え相渡置候
但九十一冊之目録別紙認為心得相渡之
未九月 御書物奉行

四年前(現代の数え方では三年前)の寛延元年八月晦日に「謠本」「稽古書」の二部を上原備後守(小納戸頭取で名は元常)に渡した旨を、同役(小納戸頭取)の村上肥前守(義方)に文書で伝えたのだった。

書名の誤り(ひいては目録の誤り)の修正や分類の変更など、書物方ならではの業務も行われている。

閏六月二十九日 詩文之内精選唐詩と有之名目書名と不相聞候得共 三郎左衛門詩文之目録改候節 序文迄は氣付不申外題之通に認置申義と存候 今日致吟吟味候得は序に唐詩三雅と有之候 序文明白に御座候之間 御目録三部共に唐詩三雅と相改申候 尤外題近日書改候様に申付候 精選と申は書林之言葉にて書名にては無御座候

泉志合刻之義一部宛御目録に書込可然

候得共 当分類書に致置候ても相済可
申事故 類書小目に六種之書名を書認
置申候 帙も損し有之候間 追ては一
部宛取はなし御目錄に書入可然候

七月三日 雜品之内冥通記は眞靈位業図・銅劔讚
二部を合冊いたし有之候間 三通りに
とち分け 位業図は冥通記之末に載せ
銅劔記は詩文内に載せ置き申候

七月十七日 演禽三世相一冊兼て致吟味候処 部
類雜品にては無之占書にて候間 今日
相改 四之四番天文之末占書之内入
申候

小草齋文集詩話附八冊之所 詩話一冊
同部末之詩話之類え入不足本と註し文
集は七冊に改 是又初三卷闕候故不足
本と註し候 且又雜品之内居東集雜纂
四巻可有之候 是又不足本註之

人事では、奉行の曲淵惣兵衛正樹が九月一日に
病死(享年五十歳)。十月二十七日に本郷与三右
衛門一泰が奉行を拜命した。

九月二日 昨朔日曲淵惣兵衛病氣差重り候之旨同
役中え申来候に付(中略)昨夜六つ時
死去の由五平次方へ申来候 依之今朝
五平次・頼母 宮内少輔殿御宅え罷越
惣兵衛願書并同役連名之願書 用人関
文大夫を以差上候(下略)

十月二十七日 左之通同役(御書物奉行)被仰付
之

大御番中根大隅守組
高式百五拾俵 本郷与三右衛門

明代の能書家の姜立綱が書いた四書(大学・中
庸・論語・孟子)の校合を行つている。

十二月十六日 姜立綱四書白文今日大学一冊板本
と校合いたし候 筆誤之所は別に相記
羽目にはり置申候 其外は相違之所一
字も無御座候

十二月十八日 姜立綱四書白文論語一の巻少々校
合いたし候 残り重て校合可致候

但校合之書付数多可有之候間 一昨
日五平次被致校合候書付共に一所に
小文匣え入置候 左様心得可被成候

十二月十九日 姜立綱四書白文之内論語 先進ノ
顔淵 兩篇校考致之

十二月二十日 姜立綱四書白文之内孟子一二巻校
合致之

十二月二十三日 姜立綱白文四書 孟子二十三
之巻校合致之

十二月二十四日 姜立綱四書 論語 八九十終ノ
孟子 十四終校合相済

十二月二十五日 姜立綱四書之内孟子三四五巻校
合致之

十二月二十六日 姜立綱四書之内板本之論語初巻
一冊校合相済候

十二月二十七日 姜立綱四書中庸校合相済

宝曆二年壬申(一七五二)正月から六月まで(第
四十二冊目)

(正月) 本郷与三右衛門(二月) 川口頼母(三
月) 深見新兵衛(四月) 大岡五平次(五月)
服部金左衛門(六月) 本郷与三右衛門

【正月】

十二日 昨日大岡出雲守殿被仰渡候御巻物 今
日拙者(深見新兵衛)致加出 御同人
え差出之 取次清固

石摺絵入蘭亭記 一卷
(十二月二十五日大納言様へ被進成る)

十九日 (上略) 出雲守殿より良筑を以左之御
書物差出候様に被仰聞 即御同人え差
出之 但良筑退出に付玄良取次

万姓統譜 五十冊
(十二月二十五日大納言様へ被進成る)

【二月】

八日

左之通兵部少輔殿え清固を以差出之
(宝曆四年五月十三日下)

五経大全

六十四冊 五帙二重管鑰二つ

十日

昨日(大岡)出雲守殿被仰聞候左之御書物今日新兵衛致加出御同人え清固を以差出之

十三経註疏

二百一冊 白桐二重管帙共

二十一史 四百五十冊 六管鑰共

(右二部十二月二十五日大納言様へ被進に成る)

十二日

(上略)(田沼)主殿頭殿良筑を以左之御書物今日差上可申旨被仰渡 御同人え差出之候 取次良筑

四書大全

二十冊

(五月十日下)

大系図

三十冊 二帙

【三月】

十三日

(上略)左之御書物差出候処 兵部少輔殿玄良を以被仰聞候間 早速良筑を以差上之

(宝曆四年五月十三日下)

三才図説 百八冊 一管鑰共

此間主殿頭殿え候係図差出候様良筑を以被仰聞候 上げ目録之外に御好に付左之通書付相添差上之

(五月十日下)

皇胤紹運録

一帖

四家系図 藤原氏七冊/源氏二冊/平

橘氏一冊

十冊

添書

板行に御座候諸家大系図十四冊物之本書 御蔵に御座候紹運録・四家系図別紙之通差上申候 四巻目略系図は御蔵に無御座候 右板行諸家大系図十四冊(旁記・五月十日下) 翌十一日出雲寺へ返却す)御書物師より御蔵え取寄置申候間 是又御見合に差上申候

三月十三日

深見新兵衛

【四月】

二十七日

昨日主殿頭殿被仰聞候左之御書物今日御同人え良筑を以差上之候

(宝曆四年五月十三日下)

左伝杜林合註

十八冊

戦国策

三冊

(五月十日下)

通鑑綱目 三十八冊 一管鑰共

【五月】

朔日

(上略)左之通主殿頭殿え取次正円を以差出之

(宝曆四年五月十三日下)

清朝版 御批資治通鑑綱目

六十四冊 八帙

左之通相認上げ目録に相添差出し申候

折目/端書

通鑑綱目之義申上候書付 御書物奉行

世上通用仕候明朝板資治通鑑綱目之義

御蔵には此間差上候正編斗にて前編続

編は無御座候 依之享保年中御用に付

長崎奉行相納候清朝板正前編相揃御座

候間差上之候 以上五月朔日深見新兵衛

大岡出雲守は大岡忠光 兵部少輔は高井信房

主殿頭は田沼意次で、いずれも九代將軍家重の側衆。大納言は徳川家治(後の十代將軍)である。

「大納言様へ被進成る」とは、これらの書物が十六歳(数え年)の家治の閲覧用として、十二月二十五日に大納言に進上されたことを意味する。

三月十三日に『皇胤紹運録』『四家系図』を差し上げた(貸し出した)経緯は以下の通り。三月七日に田沼主殿頭から「十四冊之系図」を差し出すよう指示があり御蔵の蔵書を調査したが、同名の書物は所蔵していない。さらに調べたところ、「十四冊物」の書名は『諸家大系図』で、『四家系図』に『皇胤紹運録』と『諸家之略系』加えたも

のであると判明。このうち『四家系図』と『皇胤紹胤録』は御蔵にあったので、十三日に二部を差し上げたのである。なおこの調査のために、書物方では御書物師(出雲寺)から版本の『諸家大系図』十四冊を取り寄せた。

四月二十九日に主殿頭殿から、先に差し上げた『通鑑綱目』は正編だけなので、前編続編揃ったものを翌五月一日の五時(午前八時頃)に差し上げるよう指示あり。五月一日に、「御蔵所蔵の明版の資治通鑑綱目は正編ばかりですので、前編続編が揃った清版を差し上げます」という旨の書付を添えて、『清朝版御批資治通鑑綱目』が差し上げられた。

姜立綱の四書の校合がこの年に入っても行われている。

四月十五日の日記に、御蔵の『群書治要』の調査の結果、目録では五十巻なのに実物は四十七巻で、第四巻・十三巻・二十巻が欠巻になっていることが判明したとあり。活字版の同書も同様の欠巻があるので、林大学頭(信充)が所持する林道春(羅山)旧蔵の『群書治要』を取り寄せて校合したが、やはり同様の欠巻が。このため「古来より三巻闕候」と判定し、相談の上、目録にその旨の註を付した。

五月五日 (上略) 主殿頭殿於新部屋被仰渡候は

此間中差上置候御書物之内左之通とち違ひ有之 并帙小はせ切候分繕はせとち直し早々可差出之旨御書物被相渡候に付則受取之

御批資治通鑑綱目之内 第一函内書つ小はせ切落ノ 第五函 同 左伝杜林合註之内 二の冊の内とち違ひ有之

指示を受けた書物奉行の大岡五平次は、帰りがけに同役の深見新兵衛宅を訪れ、相談する。新兵衛曰く、「その程度の修復や綴じ直しなら一時(二時間)も掛からないさ。しかし御蔵に細工人を呼んで作業をさせたら六月一日になっても出来上がらないにきまつている。ここに持つて来ればいい(意訳)。翌六日、二部の書物を新兵衛宅に持参。直ちに修復と綴じ直しを終え、七日に無事田沼に差し出すことができた。原文は左の通り。

五月七日 杜林合註二巻目一冊とち改御批通鑑綱目第一函第五函二帙小はせ之紐等繕候儀 五平次端午退出候節 新兵衛え立寄申談候処 纒一時も掛り不申繕に候得共 御蔵え細工人呼候てとち糸小はせ之ひほに成候切なと調候義にては 六月一日には出来申間敷候間 新兵衛宅へ下付け見合可申付よしに付 昨六日右之二品新兵衛宅へ下付け候処 早速繕相済 今日五平次罷出 良筑を以主殿

頭殿え差上申候 則御請取被成相済申候

五月二十四日、書物奉行から左の伺書を田沼主殿頭に提出した。

御用に付御書物追々差上候分 毎月末に其品書付候て御側衆え御届申上候様に御先代(吉宗)被仰付 毎月以書付申上来候 此度差上置候御書物最早部数多罷成候之間 前々之通毎月以書付可申上候哉 奉伺候以上

五月 御書物奉行

前述のように、享保七年(一七二二)二月八日以降、將軍に書物を差し上げてから三十日目に一応返却を催促することになったが、この「三十日目伺」は享保十五年(一七三〇)十二月に廃止され、その後はより簡略に毎月末にまとめて(催促の)伺書を差し出すことになっていた。しかしやがてこの伺書も出されなくなっていたところ、最近差し上げた書物の部数も多くなったので、毎月末の伺書を復活すべきではないかと、伺いを立てたのである。

五月二十八日、田沼主殿頭から「例月伺書之儀尤に被思召候間 前々格を以明廿九日より伺書差出候様」達しがあり、五月二十九日、書物方から「三十日伺書一通」が主殿頭に差し出された。その後伺書は一通にまとめるよう主殿頭から指示あり。以後、毎月末に伺書が提出された旨が日記に記されている。翌宝曆三年二月晦日の日記からそ

の例を挙げれば、「例年之通伺書迄通主殿頭殿え良筑を以差出し御受取被成候旨清塚を以被仰聞候」の如くである。

蔵書の状態を良好に保つための措置も随時行われた。六月二十六日の日記に次のような記事が見える。

六月二十六日 昨日文献通考に付新兵衛取出し

候処 殊外湿強 別て統編方湿気強相見へ候間 早々致風入可然候旨今朝五平次え新兵衛被申聞候間 不残取出し風入いたし湿気強きは日干にいたし差置候 大方かわき申候(下略)

宝暦二年壬申(一七五二) 七月から十二月まで(第四十三冊目)

(七月) 川口頼母(八月) 深見新兵衛(九月) 大岡五平次(十月) 服部金左衛門(十一月) 本郷与三右衛門(十二月) 川口頼母

出納では、十月十日、『日本紀類』(一名『日本紀略』)二十冊を佐渡守(若年寄・板倉勝清)の御用で差し上げた(宝暦三年九月二十三日返却)。

十月五日、奥右筆の白井藤右衛門から、『日本紀類』一冊の紙数がどれほどか書付を提出すべき旨が伝えられる。調査の結果は、『二十冊にて袖紙共千三十枚程有之候 平均一冊にて五十枚余』で、翌六日、書付を藤右衛門に提出した。

宝暦三年癸酉(一七五三) 正月から六月まで(第四十四冊目)

(正月) 深見新兵衛(二月) 大岡五平次(三月) 服部金左衛門(四月) 本郷与三右衛門(五月) 川口頼母(六月) 深見新兵衛

出納は特になし。書物方職員の辞職や家族の不幸の記事あり。

正月二十八日 (大岡) 五平次次男 昨日より瘡瘡相見へ候に付 看病断之連名書昨晚拙宅(深見新兵衛宅)へ被相越候 今日会所え持参いたし 状さしに差置候 御願覽可被成候

二月十三日 五平次次男此間中瘡瘡相煩候処 養生不相叶今曉病死之旨新兵衛方え申来候に付 早速頼母方え被申越候処 今日差替にて拙者(本郷与三右衛門)詰番に付 今朝信濃守殿え御届書付左之通相認致持参候 用人竹下源太右衛門に相渡候 届書請取被置候段申聞候 御書物奉行

大岡五平次 病死 大岡次郎助 次男 忌十日 二月十三日より/同日 十二日迄

服三十日 二月十三日より/三月十二日迄

以上 二月十三日 本郷与三右衛門

二月十五日 内田平次郎父病氣に付看病断書月番 久左衛門・清左衛門方迄差出し候由今日藤蔵申聞候

書物奉行の大岡五平次の次男(大岡次郎助)が、正月の末に瘡瘡(天然痘)に罹った。五平次は「看病断」(看病休暇)を申請して看病したが、二月十三日に次男は死亡。信濃守(若年寄・小出英持)方に詰番の本郷与三右衛門が五平次の服忌の日数を記した書付を持参し、信濃守の用人竹下源右衛門に渡した。

二月十五日、書物同心の内田平次郎から、父親の看病のため「看病断」が提出された。「看病断」はいつも許可されたわけではない。二月晦日に同心世話役の小沢又四郎から提出されたときは、看病のため休むのを見合わせ出勤するよう命じられた。理由は「数日に罷成 殊に月越に罷成組用等も有之候に付」。月替わりで書物方の業務が繁忙な時に、世話役である又四郎を看病のためとはいえ数日休ませるわけにはいかないとこののである。

三月五日に、同心の小沢惣右衛門が病気のため願いの通り辞職を許され、代わって従弟の宮原安兵衛が抱え入れられた旨が信濃守から下達された。翌六日、川口頼母宅において、「惣右衛門名代小沢又四郎」「御抱入宮原安兵衛」「立合杉村久左衛

門」の三人にその旨を申し渡した。

六月八日 去申年十二月二十五日大納言様へ被進候 四部之御書物 今日御目録へ其段書注之候

六月八日の記事は、宝暦二年十二月二十五日の日記に以下のようにあるのを受けたものである。「昼時比田沼主殿頭殿御用有之に付罷出候様申来候 早速（詰番の服部金左衛門が）罷出降時計へ相廻候処 主殿頭殿御逢被成 左之御書物四部大納言様へ被進候間 元帳留置可申旨 御書付を以被仰渡候」。田沼主殿頭殿意次が大納言（後の十代將軍家治）に進上するようにと指示した四部の書物とは、同年二月十二日に差し上げた（貸し出した）『十三經註疏』二百一冊と『二十一史』四百五十冊、そして正月十二日と十九日に差し上げた『蘭亭記』石摺絵入一巻、『万姓統譜』五十冊の四部である。宝暦二年十二月二十五日の日記に「右之四部追て御目録除き可申事」とあり、宝暦三年の六月八日に、ようやく目録から削除されたのである。これら四部は大納言の手元に置かれ、儒学・歴史・書道という基本的な教養を磨くためにテキストとして利用されたのであろう。

六月二十三日 紺表紙江吏部集二巻之内上巻之初五枚以下は皆中巻分也 中巻之初三枚以下は上巻之分也 如此入交り候儀旧冬見出し置候間 今日とち改申候

六月二十三日、御蔵の蔵書『江吏部集』（大江

匡衡の漢詩文集）に綴じ違えがあり、この日綴じ直しを行った。

宝暦三年癸酉（一七五三）七月から十二月まで（第四十五冊目）

（七月）大岡五平次（八月）服部金左衛門（九月）本郷与三右衛門（十月）川口頼母（十一月）深見新兵衛（十二月）大岡五平次

七月十日 昨日御目付中より申来 白井藤右衛門談候儀 今日新兵衛罷出藤右衛門対談申候処 此度和書写被仰付候内御蔵へも御納に成候品有之候 就夫御蔵に有来和書類之表紙何色多候哉書付差出候様に藤右衛門被申聞候 則左之通書付与三右衛門御殿へ罷出藤右衛門え相渡候
御蔵和書類紺表紙花色表紙茶表紙御座候内 大概紺表紙花色表紙にて御座候 糸は紫多御座候以上
七月十日 御書物奉行

奥右筆の白井藤右衛門から、「此度和書を書写するがその中には御蔵に収めるものもある。ついでには御蔵にある和書の表紙の色は何色が多いか文書で差し出していただきたい」との要請があり、七月十日、書物奉行から「御蔵の和書の表紙の色は、紺・花色・茶ですが、ほとんどは紺表紙と花

色表紙です」と回答した。奥右筆としては、新たに書写して御蔵に収める和書は、従来の蔵書と表紙の色が同様であるのが好ましいと考えていたことがうかがえる。

七月二十日 産穢 大岡五平次

七月十九日より二十五日迄

右五平次妾昨十九日出産男子出生候に付申上候以上 川口頼母

西七月二十日 服部金左衛門 本郷与三右衛門

袖書 産穢之儀申上候 御書物奉行

大岡五平次の「妾」が七月十九日に男子を出産。「産穢」として七月十九日から二十五日まで出勤しない旨を同役（書物奉行）連名で申し上げた。八月四日の夜六つ時（午後六時頃）、本郷与三右衛門宅に下野守（目付・稲生正英）から、「書物同心の組頭や小頭は、平日の出勤のとき袴姿かそれとも羽織袴か。また組頭・小頭がいらないならば、その理由を記した書付を明朝までに差し出すよう」書面で達しがあつた。翌日、川口頼母が左の書付を御殿（江戸城本丸）に持参し、下野守に直接渡した。

私共支配同心には組頭并小頭無御座候世話役と申名目にて平日上下着用相勤

申候者兩人御座候以上

八月八日

御書物奉行

同日、『農桑通訣』『王氏農書』の二部が同じ書だったので、その旨を註記し目録を修正した。同じく『居家必用』と『日用便覧』も異名同書なので、目録を修正し註記を添えた。この件につき、同月十日に小沢又四郎が「御目録三通りに共に書改并算筒詰替致之」（三種の目録を書き改め、収納する算筒の詰め替えをした）。

八月十一日、和刻本の『莊子口義』を御蔵から取り出したところ、防虫剤の樟脳の気がすくなくなっていたので樟脳を添えた。同書は元から「虫入本」なので、これ以上虫に食われないよう処置したのである。

九月十一日、同心の荻野清左衛門が「腫気」（脚気か）で歩行困難のため、十五日から詰番を断りたい旨、世話役の小沢又四郎に「神文」を提出した。

奥右筆の白井藤右衛門が御蔵の和書の表紙の色を問い合わせたのは、『弘安格式』『延喜儀式』を新たに書写して禁裏に進献するにあたって、両書が御蔵に所蔵されていないので、御蔵にも一部ずつ納め置かれることになったからである。『徳川実紀』の宝暦三年九月二十二日の条に「延喜儀式、弘安格式を禁裏に進献せらるべしとて、繕写の事を書物奉行に命ぜらる（御文庫始末記）」とある。この件に関する日記の記事を挙げておこう。

九月二十一日 昼時奥御右筆白井藤右衛門逢申度

由申越候に付罷出候所 右近将監殿より

左之御書物御渡被成候 御蔵え納

外御書物同様に致し置可申段藤右衛門申聞候

弘安格式 一冊 一管
延喜儀式 十冊 一管

右御蔵え持参 当分西御蔵はさみ箱え入置 張紙致し置候

九月二十三日 昨日奥御祐筆白井藤右衛門え申談候通 御城え罷出猶又致対談候 延喜儀式・弘安格式此度御渡被成候趣之義書付一通被相渡候
(中略)

延喜儀式
弘安格式

右二部新写被仰付 此度禁裏え御進献に付御蔵御吟味之処 御蔵にも無之由御書物奉行申聞候付 新写被仰付 御蔵え納置候様被仰出之
九月

九月二十六日 此間納り候延喜儀式・弘安格式之義 今日何も相談之上 張紙等調之御書物に添置候 入記書立等致之

十月三日 延喜儀式・弘安格式御預之御書付写并御書物方添書写出来に付 延喜儀式之御箱に入置申候 尤御書付之本書并添

書共に右号に有之

十月八日、『庶物類纂』の朝鮮人の序文を清書するために丹羽正伯から取り寄せていた資料を、深見新兵衛の手紙を添えて正伯に返却した。資料は「朝鮮人庶物類纂序文并書簡」で、左の五点である。

学士朴敬行序文 一枚
大医趙徳祚序文 一枚
松齋復書 一枚
金探玄返簡 一枚
趙活庵小簡 一枚
外に釈文一冊

清書されたのは、寛延元年（一七四八年）朝鮮通信使来日（の年）に朝鮮人の学士・朴敬行と趙徳祚が記した序で、国立公文書館（内閣文庫）所蔵の『庶物類纂』（国の重要文化財）の二冊目に、翌年記された「琉球國中議大夫兼任儀衛生」蔡宏謨の序と共に綴じられている。同冊次には深見新兵衛による左の記がある。

此冊以寛延辛未（寛延四年）宝暦元年（六月）領小笠原石見守言已觀進呈蔡文於秘府又得朴趙親書于丹羽正伯編次成書付庶物類纂者也

宝暦三癸酉七月 深見新兵衛
十月十五日に目録の記述の修正等あり。すなわ

ち「御系図一枚」とあるところに「九図」と註し、「一巻」とあるところに「世良田」と註す。これは「御系図品々之内紛敷無之ため」といふ。また『漱流集』は仏書ではなく詩集であることが分かったので、同書を「仏書より詩文之御目錄え移し申候」、仏書の目錄から削除し詩文の目錄に記載した。あわせて収納箱も入れ替える（「御箱も入替させ申候」）。

十一月十七日、『文苑英華』の巻付を終了。

人事関係では、十一月一日夕に書物同心の荻野清左衛門病死。その旨を悴の荻野清蔵が立石伝八郎（書物同心）に伝え、同人が二日未明に川口頼母に報告した。二日の朝五つ時（午前八時頃）、信濃守（若年寄・小出英持）宅に清左衛門の「跡式願書」（同役中願書・清左衛門願書・清左衛門由緒書を各一通）を持参して、用人に差し出した。

宝暦四年甲戌（一七五四）正月から六月まで（第四十六冊目）

（正月）服部金左衛門（二月）本郷与三右衛門（閏二月）川口頼母（三月）深見新兵衛（四月）大岡五平次（五月）服部金左衛門（六月）本郷与三右衛門

出納は、閏二月十九日に『三河物語』三部（三冊・三冊・二冊）を差し上げた（四月十六日下る）。この日、兵部少輔（側衆・高井信房）から、『三河物語』と『難波戦記』が御蔵にあるか否かの下問あり。『三河物語』のみ三部所蔵する旨回答。

すると三部にはどのような違いがあるか再度下問があり、名乗や法名の文字等に異同はあるが基本的には同一の書物であると申し上げる。その結果とりあえず三部ともお預かりになり、追って三部のうち御用に立つものが指定されることになった。

正月八日の朝、本郷与三右衛門の妻が次男を出産。川口頼母が代わって詰番を務める（「助詰番」）。

閏二月二十七日、目付の岡部久太郎から書物同心に欠員があるかと問われたので（「御書物同心明き有之候哉之旨被尋候間」）、一人の明きがある旨を回答（「荻野清左衛門去冬跡式願書上置候志人之明き御座候段及挨拶候」）。

右の件につき、五月二十六日の朝、大岡五平次と深見新兵衛と小沢又四郎の三人が深見宅で相談のうえ左の書付を作成して目付の下野守（稻生正英）に直接手渡した。

同心明志人之書付 御書物奉行

明志人 御書物 同心

御書物同心桜田者荻野清左衛門儀去酉

十一月朔日病死仕候間 翌二日病死御

届并跡式実子清蔵え被下置候様に願書

御用番信濃守殿え差上置候処 今以御

沙汰無御座候 若跡式難叶筋に罷成候

得は清蔵并厄介共路頭に罷立候に付

直に清蔵儀跡御抱入奉願存寄御座候間

当分御入人願は不仕候 右之外明き無

御座候 以上

戊五月二十六日 御書物奉行

荻野清左衛門の没後、跡式を実子の荻野清蔵へ下されたい旨の願書を信濃守（若年寄・小出英持）に差し上げたが、その後なんの指示もない。跡目が許されないと清蔵ほか清左衛門の遺族が路頭に迷ってしまう。清蔵から清左衛門の明き跡に召し抱えていただくよう願書を出すということなので、書物方からは、明き跡の補充を願ひ出していないという（以上、右の書付の内容）。

六月二十九日、信濃守からようやく荻野清左衛門の跡目願ひに対する回答が到来。願書には「跡目不相立候」（跡目を許さない）旨の下札が。清左衛門から清蔵への同心職の世襲は認めないというのだ。あわせて清蔵は、書院番同心に明きがあるので同番同心に任ずる旨が達せられた。

四月二十一日にさかのぼって、日記には次のような記述が。書物同心の内田平次郎が四月二十日夜八つ時（午前二時頃）過ぎに川口頼母方を訪れ、叔母を殺害した者を討ち留めた旨を報告したというのである。翌二十一日、奉行が寄り合い相談のうえ、書付を（若年寄）小出信濃守に提出した（内田平次郎は翌年「獄門」に）

四月二十一日 内田平次郎昨夜八つ時過 頼母宅

へ罷越申聞候は 同夜四つ時比叔父有

田屋弥市方に罷在候 叔母同道仕小石

川橋戸町辺え虫取に罷出候 何者坎右

之叔母を殺害仕候之に付 早速右之者

を平次郎刀にて打留申候に付 御届申

上候由申聞候 依之今日同役中致会集

相談之上書付相認 八つ時御用番小出

信濃守殿え頼母・与三右衛門罷越 用
人坪井忠左衛門を以書付差上候処 御
請取被成候由被仰聞候 右一件之義委
細は別録に記之

宝曆四年甲戌（一七五四）七月から十二月まで
（第四十七冊目）

（七月）川口頼母（八月）深見新兵衛（九月）
大岡五平次（十月）服部金左衛門（十一月）本
郷与三右衛門（十二月）川口頼母

七月二十七日、目付から「主殿頭殿御用有之由」
（田沼主殿頭殿御用あり）の報があり、殿中に参
上したところ、「落穂集并追加・靈敵夜話・平家
物語評判右御蔵に有之哉」の下問の由。「平家物
語評判」だけ所蔵する旨を回答し、同書を差し上
げた。

九月二十日、やはり田沼主殿頭から「寛永系図」
御用の旨が伝えられ、同書ならびに同書目録を差
し上げる。

【七月】

二十七日（宝曆十年六月三日下）

平家物語評判 二十二冊 二帙

【九月】

二十日（宝曆十年四月十二日下）

寛永諸家系図 百八十六冊 十箱
（同断）

寛永系図目録 一冊 一管

七月二十九日、内田平次郎と同人父内田又次郎
が、それぞれ獄門と遠島の刑に処せられる旨、町
奉行所において、書物同心の川出清大夫らに申し
渡された。翌晦日には内田平次郎の切米・扶持方・
拝領屋敷を返上する旨の書付が、信濃守に提出さ
れた。

七月二十九日 昨二十八日七時頃依田和泉守より
頼母宅え来書 内田平次郎并又次郎儀
に付相達候儀有之候間 相組之者明四
つ時拙者御宅え可被差出候由申来候
新五右衛門・清大夫え早速申渡両人右
刻限町奉行所え罷越候 和泉守退出以
後九半過 右兩人被呼出被申渡候は
内田平次郎儀獄門に申付又次郎義遠
島申付候 此段頭衆へ可申達由被申聞
候由 右兩人八時過御蔵へ罷越申聞候

七月晦日

内田平次郎義御仕置被仰付候に付御切
米御扶持方并拝領屋敷差上候御届書
左之通相認 良慶を以信濃守殿え差上
候

高式拾俵ノ式人扶持 内田平次郎

御書物同心

右平次郎義御仕置被仰付候に付 取来
御切米御扶持方上り候間申上候 并小
石川御殿跡平次郎拝領屋敷差上申度奉
存候 御勘定奉行御普請奉行え被仰渡

可被下候以上

七月晦日

御書物奉行

内田平次郎が極刑に処されたのは、もちろん叔
母を殺害した犯人をその場で討ち果たしたからで
はなかった。事件の概要は小石川に屋敷があつた
幕臣小野家の記録「官府御沙汰略記」に、次のよ
うに記されている。「書物方日記」とは内容の食
い違いも見えるが、内田および叔父（伯父）の放
埒な行状と乱倫が原因で、内田が殺人を犯したこ
とは確かなようだ。

右一件 当四月廿日夜 平次郎其伯父ヲ
切害シ 盜賊ト思ヒ切殺シ候様ニ申立 其
実ハ右伯父并平次郎平生不埒ナル者ニテ博
奕ナト打 且右伯父輕キ小普請ニテ 売女
ヲ受出シ妻女トシ又其妻ヲ平次郎妻トシ
其妹ヲ己力妻トシ 彼是不埒ナル筋ヨリ切
害ス 当所極楽水ニテノコト也

なお「仕官録」という史料に、宝曆四年七月二
十九日に「御書物同心内田平次郎 二十二 獄門
ノ右平次郎父内田又次郎 五十八 遠島」とあり、
平次郎が二十二歳だったことが分かる。

八月二日、当番目付中より来書。信濃守より書
付が達せられた。内容は書物同心の明き跡に「小
普請組曾根玄蕃頭組高橋市之丞」を任じるとい
うもの。八月二十日、川口頼母から、娘の病が長引
き看病が必要なため、詰番の順を繰り上げてほし
いという内容の手紙が届く（「頼母娘義久々病氣

に罷在候に付 為看病一二順くり上助頼度由連名
状被差越候)

八月二十一日、例年通り「屋敷改御帳箱」が下る
(御蔵に預けられる)。同箱二つと鍵を屋敷改の筒
井治左衛門・能勢三十郎から受け取り、新御蔵に
収納する。

九月十四日朝六半時(午前七時頃)、川口頼母
の娘が死去。佐渡守(若年寄・板倉勝清)にその
旨を届け、左の「忌服之書付」を提出する。

御書物奉行川口頼母
忌 十日 九月十四日より 病死
同二十三日迄 娘

服三十日 九月十四日より
十月十四日迄

以上
九月十四日 本郷与三右衛門

十月二日、川口頼母の「杖断」の書付を深見新
兵衛が当番目付の荒川助九郎に渡す。

御書物奉行 川口頼母
私儀足痛御座候に付
御城内杖用申度奉存候
依之御断申上候以上
戌十月

十一月三日、深見新兵衛から腰痛で歩行困難な
ので出勤できない旨の「断状」が出される。この

ため当分の間詰番を繰り上げること。翌日、大
岡五平次が「くり上(繰り上げ)詰番」となる。

十一月九日、「水戸殿」(常陸国水戸藩主・徳川
宗翰)から献上された「諸記録抄出」を御蔵に収
納するよう達しあり。

十一月九日 諸記録抄出 百二十二冊 入記一冊
右御書物御預け成候 請取御蔵え入置
候様宮内少輔・蜷川八右衛門・白井藤
右衛門を以被仰聞候

十一月十日 今日(服部)金左衛門致加出 昨日
申談候通請取書藤右衛門え相渡候 尤
藤右衛門好に付左之通水戸殿献上と片
書にいたし年号月日等相認相渡候 勿
論日付も昨日之日付にいたし候様に
藤右衛門被申候

袖に御書物請取候書付 御書物奉行
水戸殿献上 入記一冊
諸記録抄出 百二十二冊 一箇
共三函台とも

右御書物請取御蔵え納置申候以上
宝暦四戌 十一月九日 服部金左衛門

十二月二十四日、書物同心の小沢又左衛門から
屋敷地の一部を代官手代に貸したい旨の書付が出

された件につき、願いの通りこれを許可した。

十二月二十四日 小沢又左衛門屋敷之内先達て借
置候者地面明け返し候に付 此度左之
通借置申度旨 去る二十二日書付を以
又四郎方迄相願候由 今日又四郎申聞
候 吟味候処相違之儀も無之旨又四郎
申聞候に付 則勝手次第屋敷借置候様
に申渡させ候
御代官 布施弥市郎手代
地借人 浜名豊吉
同人手代

宝暦五年乙亥(一七五五) 正月から六月まで(第
四十八冊目)

(正月) 深見新兵衛(二月) 大岡五平次(三月)
服部金左衛門(四月) 本郷与三右衛門(五月)
川口頼母(六月) 深見新兵衛

六月十日、目付から「奥御用」がある旨通知が
あり。御殿の newly 田沼主殿頭から、左の書物
をお預けになる由。いずれも長崎から取り寄せた
書物(中国からの輸入品)で、將軍の上覧も済ん
だので書物方に渡すとのこと。目録に登載し御用
の節は他の書物同様差し上げるよう仰せられる。
とりあえず東御蔵に収納。

成案彙編 四十冊 六帙
入目録壹枚附

典故列女伝 四冊 吉帙

を書き改めた題箋と貼り替えたという意味か。

五十冊目

大清律例 二十六冊 式帙

入目録壹枚附

右式管に入

宝暦五年乙亥（一七五五）七月から十二月まで（第四十九冊目）

（正月）服部金左衛門（二月）本郷与三右衛門（三月）川口頼母（四月）深見新兵衛（五月）大岡五平次（六月）服部金左衛門

二月四日、目付の牧野織部（成賢）から、書物同心に拝領屋敷の前例があるかどうか書付にして提出するよう指示があり、川出清大夫と小沢惣右衛門の拝領屋敷の例を差し出す。

二月五日、同心の高橋市之丞から月代（前頭部）に吹出物が生じ出勤できない旨「断状」が提出される。

三月十五日、同心の石渡新左衛門が持病の痔疾のため「断状」を提出。

三月二十八日、佐渡守（若年寄・板倉勝清）から春阿弥を介して同心の福島弥七郎に願い通り屋敷を下される旨の書付が渡される。

四月十四日、一色周防守（政汎）・稲生下野守（正英）・正木大膳（康恒）・疋田庄九郎（泰永）・横山伝右衛門（貞信）より連名の書付到来。一色は勘定奉行、稲生と正木は目付、疋田と横山は勘定吟味役である。書付の内容は「当亥年諸向御入用之儀 先達て被仰出候趣を以相減 定式御入用金銀并品請取之分共御入用積 委細書付早々差出候様に申来」というもの。経費節減の一環として、書物方で「定式」として入用な金銀・諸品の詳細を提出せよというものだった

六月二十七日、「古今列女伝」二冊の外題に「烈女」とあるのは（「列女」の）誤りなので、「古今列女伝」と改めて「今日張直し申候」（外題

七月）大岡五平次（八月）服部金左衛門（九月）本郷与三右衛門（十月）川口頼母（十一月）深見新兵衛（十二月）大岡五平次

七月十七日、六月十日に預けられた書物を吟味した結果を書付にして、深見新兵衛が御殿に持参し久哲を介して田沼主殿頭に差し出した。書付は、「典故列女伝」の初巻の袖裏に「図像」と書かれているが、絵は一枚もなく、そのことを目録に記した旨を述べている。

八月八日、大岡五平次宅に目付の稲生下野守から来書。御蔵にある西川忠次郎と洪川図書「御預り」（拝借）の測量関係の書物は、今後は洪川図書一人の「御預り」となる旨が達せられる。

西川忠次郎（正休）は寛延三年（一七五〇）に改暦のため渋谷六蔵（則休）と京都に上り幕府天文方から編暦の権限を奪還しようとする陰陽頭の土御門泰邦と交渉したが、吉宗の没後、宝暦二年（一七五二）に泰邦によって失脚。江戸に戻され不遇のうちに同六年に没したという（『日本近世人名辞典』）。洪川図書は六蔵の跡を継いだ洪川光洪。

宝暦六年丙子（一七五六）正月から六月まで（第

正月二十四日、御蔵の周りに雪が積もって通行困難なので、目付に「黒鍬の者」（江戸城内の雑役を担当）五人を派遣して除雪作業をさせるよう書付を出す。早速黒鍬の者が来て除雪を行った。

正月二十四日、かねてより病気で臥せていた大岡五平次の母が七つ時（午後八時頃）に死去。翌二十五日朝、深見新兵衛が信濃守（若年寄・小出英持）宅に左の「忌服書付」を持参した。「忌五十日 正月二十四日より三月十三日迄 服十三ヶ月 子正月より丑正月迄」。

三月二十六日、桂山要人（寛延二年二月に退職するまで書物奉行を務めた桂山義樹の子。名は義林）から借用した『御触留書』の清書が出来たので筆筭に収納。かねて『御触留書』の二巻目（元文四年から寛保二年までの分）が見当たらなかったため、桂山が所蔵する写本を借りて書写したのである。

六月二十三日、当年は「享保四年御朱印御長持」六棹および「御条目御法令之御箱」（一箱）の風干の年に当たっているため、伺書を佐渡守（若年寄・板倉勝清）に差し出す。

六月二十六日、深見新兵衛・大岡五平次・本郷与三右衛門が付き添って「御法令箱（鍵共）」、「御朱印長持（鍵共）」を御蔵の陰時計に持参し、青

山治右衛門・大沢数馬・佐野郷蔵(三人共奥右筆)に渡す。うち「御朱印長持」六棒は青山の指示で中ノ口で数寄屋坊主の秀円に渡す。八時前(午後二時前頃)「風干」が済んだので受け取りに参上するよう目付衆から通知があり、早速参上。奥右筆の三人から鍵を渡され、波之間で「御法令箱」と「御朱印長持」を受け取る。

宝暦六年丙子(一七五六) 七月から十二月まで(第五十一冊目)

(七月)本郷与三右衛門(八月)川口頼母(九月)深見新兵衛(十月)大岡五平次(十一月)服部金左衛門(閏十一月)大岡五平次(十二月)川口頼母

八月二十六日、前々から吟味をしていた詩文の外題の張り替えや会所の目録の張り紙による修正を行った。清書目録と会所目録の書き替えは追って行うことに(「清書御目録二部 会所御目録追て書改可申候」 九月四日に清書目録の紺表紙の方を書き替えた)。修正の詳細は左の通り。

古文真宝之儀 古文前集・古文後集と斗有之 前集後集は以後之添字にて候 古文真宝四字にて書名に候間 本名に外題相改候
古文真鐸之儀 古文前後集と有之 是も本名に外題相改候
古文精粹・古文大全・古文真鐸三部

は古文真宝前後集を致合刻候書にて候間 御目録之順相改候

古文四如編之儀 御目録には五字外題にて御書物之外題は四如編と三字にて候 其上古き外題紙を二つに切候て御書物に余り不相成鹿末にて候間 古文四如編と五字に外題相改候
古文大全之儀 二之末一冊不足に候間 不足本と書加え申候

九月四日、詩文のうち『漱流集』一冊は元來仏書のところ近年(宝暦三年十月十五日)詩文に分類し直した。ところが再度調査した結果、詩文ではなく語録の類であることが分かったので、以前のように仏書に分類し、目録の張り紙を捨て、筆筒の張り紙を改めた。また同じく詩文に分類されていた『小草齋文集』八冊のうち、一冊は「詩話」だったので除外し、『小草齋詩話』一冊として詩話の並びに書き入れた(『小草齋文集』は七冊に修正)。また『小草齋文集』『小草齋詩話』ともに不足本なので、その旨も註記した(右いづれも会所目録・紺表紙の清書目録および筆筒を書き改めた)。

九月二十四日、近年御預けの書物のうち、目録に未載分を書き載せるため、調査を始める(「今日より改始候」)。

九月二十九日、『旧唐書』『明史稿』の総冊数を同心の(川出)清大夫が「相認候」。
十月三日、大雨なので三棟の御蔵の内部を調査させたところ、新御蔵で雨漏りを二箇所発見。下げ札を付ける。

寛延四年四月十五日に御蔵に預けられた「朝鮮書翰別幅」に、朝鮮から大御所(吉宗)に贈られた別幅が含まれていない。いずれ沙汰があるだろうと待っていたが何の沙汰もないので、折から目録の続編の下書きを作成中でもあり、この件について、十月十七日、深見新兵衛から奥右筆組頭(柴田)藤三郎に問い合わせの書付を提出した。

十一月二十三日未明、八代洲河岸の林大学頭屋敷内より出火。服部金左衛門と本郷与三右衛門が直ちに御蔵に駆け付けた。別条がなかったので、御殿に参上して小広間で張番帳に姓名を記して退出した。このほか奉行と同心が相次いで駆け付けたが、川口頼母は寒気に中って「寒熱不快に付御蔵迄不能出候」、体調すぐれず駆け付けられなかった。

閏十一月十三日、目付から同心の妻のうち「乳持」(將軍の子女に乳汁を飲ませる役)を務められる女性を調べ報告するようにとの指示あり。調査したところ、浜野藤蔵の妻(昨年七月出産)と石川庄助の妻(当年五月出産)が候補にあがったが、浜野の妻は「病身にて乳不足」、石川の妻も「病身にて乳一向無御座」、共に失格。川口頼母と深見新兵衛がこの旨書付にして(「支配之内御乳持に可罷出者無御座段書付」)目付に差し出した。閏十一月十八日、立石幸右衛門から提出された「老衰に付小普請入願書」と「由緒書」に「御褒美願書付」を添えて、和泉守(若年寄・小堀政家)に差し上げた。

十二月十一日、大岡五平次が来年五十歳になるので、「乗輿断之折紙」と「杖断之書付」(乗物を用いて出勤すること、勤務先で杖を用いること)の

届)を当番目付の正木大膳に提出した。

宝暦七年丁丑(一七五七) 正月から六月まで(第五十二冊目)

(正月) 深見新兵衛(二月) 大岡五平次(三月) 服部金左衛門(四月) 本郷与三右衛門(五月) 川口頼母(六月) 深見新兵衛

三月六日、書物同心の明き跡に「小普請組筒井内蔵組加藤勝五郎」が任せられる。

六月七日、足地治助の悴重五郎が先月十九日に出家。搜索しているが未だに行方知れず。

六月十八日の日記に左の記事。

此間強雨之節 新御蔵御修覆前に付所々雨漏 殊に御朱印御長持之上え漏掛り候故桐油なとかけ置候旨 一昨日より申送り有之候に付見分致させ候処 御朱印長持も寺社奉行封印之御長持にて中々内え入候様子にて無之候故 昨日は見合申候(修復まで)とりあえず漏留めをさせた

先日の大雨で修復前の新御蔵に漏水あり。御朱印を収納してある長持の上も濡れていた。「桐油」(防水用の桐油紙)をかけることにしていたが、再調査の結果、長持の中に水が浸みるおそれはないので、昨日は「桐紙」で覆わなかった、という意味であらう。

宝暦七年丁丑(一七五七) 七月から十二月まで(第五十三冊目)

(七月) 大岡五平次(八月) 服部金左衛門(九月) 本郷与三右衛門(十月) 川口頼母(十一月) 深見新兵衛(十二月) 大岡五平次

八月二十八日、新御蔵の修復が明後日より始まる由。

八月晦日、小沢又四郎が続目録の草稿一冊を持参したので、会所の目録箱(「会所御目録箱」)に収める。これは近年御蔵に収納された書物のうち未だ目録に記載されていない分を続目録に記載して置くよう先日又四郎に指示したため。

十月二十五日、奥右筆組頭から深見新兵衛に対して、御朱印写に確認したい箇所があるので差し出すよう指示があり、翌二十六日、「延享三(寛永)萬年万石以上御朱印写」を収めた長持を御殿に持参し、表右筆組頭に渡す(十一月八日返納)。

十一月四日、新御蔵の修復終了。明四日から移し替えを行う。

十二月十六日、前日、川口頼母が西丸裏門頭に転役(異動)したのに伴い、左の書付を宮内少輔(若年寄・松平忠恒)に差し出す。(川口頼母が転役したので、書物同心の「御切米御扶持手形」の裏印から同人を除く旨、担当の書替奉行に申し渡すよう勘定奉行にお伝えいただきたいという内容)

川口頼母

右頼母儀御役替被仰付候に付 私共組同心御切米御扶持手形裏印相除申候旨書替奉行え被申渡候様に御勘定奉行え被仰渡可

十二月十六日(御書物奉行四名連名)

十二月十九日書物奉行として川口頼母が預かってきた四種の鍵が会所に返納された。鍵は「御蔵鍵本」「会所入口鍵ぎつ」「同中仕切鍵ぎつ」「同紙文匣鍵ぎつ」の四種。

十二月二十七日、渋川図書に貸し出した「儀象志」の返納について九月に稲生下野守(目付)に問い合わせたが未だに無沙汰なので、この日再度問い合わせる。測量所の諸道具がまだ片付いていないので、延引の由回答あり。

同日、目付衆から来書。内容は「御書物奉行同心高三拾俵式人扶持より十八俵一人半扶持迄並高と申儀無之入交相勤候由 此度言人之明跡え十七俵式人扶持之者御入人に罷成候ても不苦候哉之由」。すなわち新たに書物同心を明き跡に任命するにつき、「十七俵一人扶持」の給与で同心が務まるかの問い合わせで、翌二十八日の四つ(午前十時頃)までに返答が欲しい由。

翌二十八日、「十七俵二人扶持」の少給では務まらない旨の返答を目付の大田三郎兵衛に渡した。その後、当番目付より来書。「小普請組田中出羽守組石川久次郎」を書物同心に任ずる旨。

宝暦八年戊寅（一七五八）正月から六月まで（第五十四冊目）

（正月）服部金左衛門（二月）本郷与三右衛門（三月）中根伝左衛門（四月）深見新兵衛（五月）大岡五平次（六月）服部金左衛門

正月十三日、今日から石川久次郎（同心）が「見習」に出勤。

正月十六日、石川久次郎が「見習」を兼ねて今日「本番」に出勤。

同日、「西丸新御番高井飛驒守組」の中根伝左衛門（高三百俵）が書物奉行を拝命。翌十七日に同心を残らず会所に呼び出し「引渡」を行う。

正月二十二日、中根伝左衛門が「杖断」を当番目付の新見又四郎に提出する。その文面は左の通り。

御書物奉行
中根伝左衛門

私儀足痛御座候に付
御城内杖用申度奉存候 依之
御断申上候 以上

寅正月

二月二十七日、当番目付より来書。御朱印入候御長持御用の由。翌二十八日、延享三寅年万石以上御朱印写入御長持を御殿に持参し、橋本喜八郎（表右筆組頭）に渡す。
五月九日、川口頼母が役替え（異動）前に会所に返納した『図書府年譜』一冊・『御書物大概之

惣数書付』一通・『三御蔵窓惣数風抜窓共に書付』一通の内容を調査し、今後の参考資料として「右号」に入れ置く。

五月二十四日、石渡新左衛門、養母の容体が悪いため今日の詰番より看病断を又四郎方に提出の由。

六月三日、服部金左衛門が、御殿で天文方渋川図書と対談。蘇鉄の間で『儀象志』全十八冊を受け取る（返納）。

六月二十三日、信濃守（若年寄・小出英持）御用。奥右筆組頭の柴田藤三郎を介して左の一笥・一袋を新規にお預けになる。

東照宮三十三回記 一冊
紅葉山八講御法会留 九冊
日光山御神事記 一冊
右一笥

論題 拾通
紅葉山八講 一袋
註記 拾冊

宝暦八年戊寅（一七五八）七月から十二月まで（第五十五冊目）

（七月）本郷与三右衛門（八月）中根伝左衛門（九月）深見新兵衛（十月）大岡五平次（十一月）服部金左衛門（十二月）本郷与三右衛門
七月十日、新御蔵の扉が俄に不具合になったの

で、「新御蔵戸前とひら俄に下り明立不自由に罷成候に付」、深見新兵衛が昨年御蔵の修復を担当した（「小普請方去秋之御蔵掛り」）木室庄左衛門に面談。直ちに修復するよう要請した。

八月二十一日、田沼主殿頭から「二十一史御蔵に何部有之候哉」下問あり。御蔵に一部所蔵の旨を回答。あわせて以前は二部あつたが、宝暦二年十二月二十五日に一部を「大納言様」に進上した旨を申し上げる。

九月二十一日、「鍼灸節要聚英」は本来「節要」と「聚英」の二部の書物だが、合刻されているので目録では一部の書物のようにも見える。誤解がないよう目録の書名の下に「小書」を加え、外題にも二部の書物であることが分かるよう書き添えた。

十二月二十一日、同心の福島弥七郎に願いの通り屋敷が下される。

小石川元鷹匠町篠原平八郎上ヶ地百六拾坪之内
御書物同心
八拾坪 福島弥七郎
右願之通屋敷被下候 御普請奉行可被談候

宝暦九年己卯（一七五九）正月から六月まで（第五十六冊目）

（正月）中根伝左衛門（二月）深見新兵衛（三月）大岡五平次（四月）服部金左衛門（五月）本郷与三右衛門（六月）中根伝左衛門

二月十二日、同心の杉山半次郎の従弟の杉山文太が「不行跡者」で父の杉山半大夫に勘当された。半次郎も文太を「義絶」する旨の書付を小沢又四郎に提出している由、又四郎から報告あり。

三月二十三日、本郷与三右衛門の息女が十八日より疱瘡。二十六日の詰番の「助」を求めたので、深見新兵衛が「助詰番」を務めることになる。

四月十二日、杉村久左衛門（同心）から娘の縁組願書を又四郎に提出。相手は「酒井善左衛門組御徒岩田弥七郎」。

六月十三日、中根伝左衛門（書物奉行）の惣領忠三郎と「御書院番敷主膳正組天野伝蔵娘」の「縁組願書」を信濃守（若年寄・小出英持）方へ持参。

宝曆九年己卯（一七五九）七月から十二月まで（第五十七冊目）

（七月）深見新兵衛（閏七月）大岡五平次（八月）服部金左衛門（九月）本郷与三右衛門（十月）中根伝左衛門（十一月）深見新兵衛（十二月）大岡五平次

七月三日、御小納戸本の一冊から十一番までの「見分」が済む。

七月二十一日、『事書類聚』『五車韻瑞』『佩文齋書画譜』を有り合わせの書箱に入れていたところ、箱の中に書物が詰まりすぎて擦れ損じているので、それぞれの箱を新調したい旨の願書を提出。

御書物箱三つ

只今迄御長持并有合之箱等に入込有之候。御書物詰り過。御書物すれ損し且巻数等も紛敷御座候に付。銘々箱に仕可然。品之分書面之通請取申度奉存候。細工人御蔵え差出し寸法等積り候様に被仰渡可被下候。以上
七月二十一日 御書物奉行

七月二十六日、細工所より細工人加川半四郎手代長七が派遣されて来たので、「御書物箱之注文絵図」を渡す。

閏七月二日、弘方御納戸において当夏の「御書物御修覆代」金三両貳分拾一匁三分を受け取り、出雲寺文之丞に半次郎ら渡す。文之丞が「請取証文」を持参したので、「日記箆笥長箱」に入れて置く。

閏七月十八日、「百番御謄本」を収納した「御たんす（箆笥）」を修覆する旨の書付を深見新兵衛から差し上げる。細工所同心に饒師・指物師を来る二十一日に御蔵に寄越すよう伝える。

八月十三日、先年御蔵の書物の表紙や綴糸等の色を調査して「下書目録」に記したが、その後、取り紛れてこの作業が中断していた。昨日の「会集」（書物奉行の打ち合わせ）で、今日から作業を再開することに。

十二月二十五日、同心の浜野藤蔵が五半時（午前九時）頃、麻上下着用で深見新兵衛と一緒に瀨名伝右衛門（目付）の所に行き、名前書付を差し

出す。八半時（午後三時頃）過ぎ、御用番の若年寄の信濃守（小出英持）と志岐守（水野忠見）が焼火之間に出座。藤蔵が目付の指図で廊下へ罷出ると、「西丸御用部屋書役」を仰せ付けられる旨を信濃守から仰せ渡される。

藤蔵は小普請より書物方に異動し、勤続二十五。当年十一月十三日に「場所替願」（異動願い）を服部金左衛門を通じて撰津守（若年寄・松平忠恒）に差し出し、「西丸御用部屋書役」への異動を出願していた。なお藤蔵は今までに十九回も異動願いを出していた。

宝曆十年庚辰（一七六〇）正月から六月まで（第五十八冊目）

（正月）服部金左衛門（二月）本郷与三右衛門（三月）中根伝左衛門（四月）深見新兵衛（五月）大岡五平治（六月）服部金左衛門

正月十八日、浜野藤蔵の明跡に「御入人」（後任者の配属）願書を御用番の若年寄板倉佐渡守勝清に伝左衛門が持参する。

二月七日、深見新兵衛の「類焼御届」を中根伝左衛門が持参。文面は左の通り。翌八日、新兵衛が類焼のため詰番に出動しない旨の届書を大岡吉次郎（目付）に提出。

私浜町宿所拜領屋敷 昨夜神田筋より之出火に付本家門長屋共に不残類焼仕候 依之申上候 以上

御書物奉行

二月七日

深見新兵衛

二月九日、深見新兵衛宅類焼につき、「夏御借米取越請取候儀」(春・夏・冬と三回に分けて支給される蔵米のうち夏分を先払いしてもらうこと)を申請(文面は左の通り)。なお新兵衛は三月九日に「類焼休」を終えて出勤。

御書物奉行

高式百儀

深見新兵衛

拙者儀 当月六日夜神田辺出火
之節居宅類焼に付 当夏御借米
取越受取申度候間 唯今被為渡
候様書替奉行衆え御断可被下候

以上

辰二月

深見新兵衛

三月十一日、佐渡守(若年寄・板倉勝清)の御用で参上したところ、將軍宣下記留書と林大学頭献之御書物を明日差し出すよう奥右筆桜井七左衛門から達せられ、翌十二日、『將軍宣下記』一冊を御殿に持参し桜井に渡そうとしたが、『將軍宣下留書』が奥にあることが分かったので不要の旨を告げられる。

四月一日、総出仕あり。本郷与三右衛門と深見新兵衛が参上する。「公方様(家重)」「隠居の儀が仰せ渡される(「公方様(家重) 近年御病身に

被為成候間 西丸へ御隠居被遊 右大将様(家治)へ御政務御讓被遊候 將軍宣下之儀も京都へ被仰遣候 不相替出精仕御奉公可相勤候旨(下略)。
四月十二日、越中守(側衆・稲葉正明)から、御蔵に渡す書物があるので小姓衆(「御小性衆」と対談のうえ受け取るよう指示あり。高島近江守・杉浦下野守(小納戸)から書物目録を頭取四人衆の連名で渡される。書物(左の通り)は納戸元方で受け取る。

長崎より来る

御書物三十九部 二長持 但内函史

編吉部 内医編二部 成案質疑二部

其余一部充也 今日是不下候段付札

有之

將軍(家重)の許に差し上げてある書物を、將軍の代替前に御蔵に返納するか否かご指示を頂戴したい旨の書付を近日中に田沼主殿頭に差し出すこと(書物奉行で)申し合わせていたところ、この日の昼、『寛永系図』二箱が返却された(「下り申候」)。

残りの『謠本』『稽古書』『平家物語評判』の返却について主殿頭に書付を提出したところ(「此節御下け無御座候は、其趣被仰渡被下候様に仕度書付主殿頭殿え久味を以差出候処」)。承知の旨達しあり。

四月十四日御殿の Neubu 屋で高島近江守と会い、「昨日下り不申候函史編」を受け取る。

五月二十九日、例月の通り「伺書」を作成して

春朔を介して主殿頭に伺う。主殿頭から、『謠本』『稽古書』は二丸に伺うように。『平家物語評判』については承知済みなので二丸に伺う必要はない旨、春朔を以て指示あり。『平家物語評判』二十二冊は六月三日に返却され、御蔵に返納(家重は隠居後五月十三日に二丸に移り、大御所と称していた)。

六月二十三日、二丸の奥の Neubu 屋で、『謠本』九十一冊と『稽古書』一冊を渡され、御蔵に返納。

この日、將軍の代替に伴う(書物奉行の)誓詞の願書を服部金左衛門が御殿に持参。掛りの目付新見又四郎に提出する。

誓詞奉願候書付 御書物奉行

今度 御代替に付誓詞被仰付被下候様

奉願候 以上

六月二十三日 五人

宝暦十年庚辰(一七六〇) 七月から十二月まで(第五十九冊目)

(七月) 本郷与三右衛門(八月) 中根伝左衛門
(九月) 深見新兵衛(十月) 大岡五平次(十一月) 服部金左衛門(十二月) 本郷与三右衛門

【十一月】

十三日(十一月十六日下)

御条目 一管

御法令

右但馬守殿御用に付 白井藤右衛門

を以差出申候

七月七日、左衛門尉(老中・酒井忠奇)御用の由にて御蔵に所蔵しているかどつか(奥右筆)都筑小十郎から問い合わせがあった帳面につき、所蔵していない旨を回答。「御朱印御長持」の内にあるかもしれないというので、翌八日、寛延二年に御蔵に収納した六棹の長持の張紙を書写して小十郎に差し出す。左の通り。

堂上方

御門跡方

御比丘尼方

延享御朱印写

寛延二巳年納

井上遠江守封印

寺社領

延享御朱印写

寛延二巳年納

井上遠江守封印

万石

延享御朱印写

寛延二巳年納

井上遠江守封印

右万石御長持之張札に

此御長持之内御用有之明ヶ候に付

宝曆七五年十一月十七日 此御長持

壹棹斗 御月番左衛門尉殿御封印

宝曆七五年十一月十七日

此御長持之内 御用有之 宝曆八寅年二月二十八日明ヶ候に付 同九卯年六月五日 御月番左衛門尉殿御封印
宝曆九卯年六月五日

七月二十五日、延享三寅年万石以上御朱印写入り長持一棹を御殿に運ばせる。

九月十五日、「將軍宣下相濟候為御祝儀御礼」あり。深見新兵衛・大岡五平次・中根伝左衛門・服部金左衛門および詰番の同心、麻上下着用して出仕。西丸にも出仕する。(家治の將軍宣下の大礼が江戸城で催されたのは九月二日。翌三日より家治は「公方様」と称されるようになった)十月十日、松平因幡守(側衆・松平康郷)の御用で御蔵に以下の書物が所蔵されているか否かを調査すること。

『左伝繙』、『欽定四経』、『御批通鑑綱目』、『孔子家語憲』、『六書通』、『書隱叢説』、『西湖志』、『古文眉詮』、『幼科誠書』(以上九部)
十二日に本郷与三右衛門と深見新兵衛が回答の書付を道益を介して因幡守に差し上げる。

十五日、深見新兵衛が御殿に参上し、九部の書名再調査の書付、御蔵で所蔵すべき書物を改めて申し上げたい旨の書付などを道益を介して因幡守に差し出す。いずれもご承知なされる。

今朝因幡守殿登城前 新兵衛御殿え罷出 九部之書名再改之書付壹通 此間御渡被成候書名式通并長崎商売書目録

大意書一冊 外に御文庫に被差置度書名及御尋之外にも御文庫に無御座書名右目録之内に相見へ候間 猶又委細相考申上度趣之書付壹通 因幡守殿え道益を以差出候処(下略)

十一月十二日、立石伝八郎の家督が認められたので、同人の御蔵御証文願書を作成し、伊賀守に長伝を介して差し出す。(伝八郎は病死した立石幸右衛門の実子惣領で書物同心。高十八俵一人扶持)
十二月五日、杉山半次郎(書物同心)が賄方六尺大野善助に貸していた拝領屋敷を、善助が立ち退いた後、小普請の鈴木庄之助に貸したい旨の書付を先月末(小沢)又四郎に提出していた。この日、(書物奉行で)吟味の未これを許可する。

小普請組川口能登守支配 地借主 鈴木庄之助
小普請組大久保江七兵衛支配 地請人 西山惣右衛門

十二月二十四日、奥新部屋で、田沼主殿頭殿から『温公通鑑』(八種二百四十六本二十八套)を渡される。同書が御蔵に無かったため、先年大岡出雲守(忠光)より長崎奉行に取り寄せるよう指示したものの、当年(唐船が)船載したので、(長崎奉行)大久保土佐守(忠興)から差し上げ、御蔵に新規御預けになる。【以下、次号に続く】
(公文書専門官)